

# 戦間期における国際司法制度の形成と日本外交

## —常設国際司法裁判所の応訴義務と仲裁裁判条約を巡って—

番 定 賢 治

### SUMMARY

Many academics correctly point out how the issues of international arbitration and jurisdiction were important in diplomacy of the interwar period. However, there still are not enough works on how the Japanese government considered these issues, and the academics tend to assume that the Japanese government was reluctant in signing the treaties over these issues. This article will address this shortcoming by making thorough investigation of the Japanese negotiation with various Western nations and Japan's participations in the League of Nations in the 1920s.

This article will argue that, contrary to the conventional wisdom, the Japanese government acted very flexibly towards the issues of the treaties of international arbitration and compulsory jurisdiction in PCIJ. It is true that the Japanese government pressed the Swiss government to drop the clauses of the treaty which would allow third powers to arbitrate issues concerning "vital interest, honour and independence" of the contracting nations. However, after this Swiss-Japanese negotiation, the Japanese government began to contemplate excluding only the issues which involved "vital interest" from international arbitration. During the process of drafting Geneva protocol of 1924 in the assembly of League of Nations, the Japanese contemplated accepting the expansion of the range of jurisdiction of PCIJ than they accepted in their treaty with Switzerland, although in the end they chose not to do so.

In the negotiation with the United States over the drafting of new arbitration treaty, the Japanese government contemplated adopting the principle of the Locarno treaties of 1925, an agreement which made the signing powers to accept international arbitration on all judicial disputes, though it declined to accept the same range of jurisdiction in its negotiation with the Dutch government. When the British government and many other countries declared to accept compulsory arbitration in PCIJ, Many of the Japanese decision-makers sought to accept international arbitration on all judicial disputes, but they felt that it would be problematic if third powers could intervene into the disputes between Japan and China.

To conclude, although the Japanese government did not accept the principle of international arbitration unconditionally, they nonetheless understood that they could not be indifferent about the issues of international arbitration and PCIJ if they wanted to promote and protect their interest. Sometimes they were willing to take a further step in accepting international arbitration while they sometimes declined to take that step, depending on the international environment or interests at stake.

## 序論

第一次大戦後、戦争を防止し、平和を維持すべきという目的のもと、国際連盟が創設された。しかし、その国際連盟の規約前文及び各条文には、理事会の活動、常設司法裁判所の創設、制裁と軍縮といったように、平和の維持という目的のための手段が実に多岐にわたって記されていた<sup>1</sup>。また、間接的に平和を促進する活動として、衛生事業、知的協力事業、国際法典編纂事業といった多くの活動が連盟の名のもとに行われていたことは、今ではよく知られている。

その様々な手段において、仲裁裁判や国際裁判といった国際司法制度<sup>2</sup>は、どれほどの意義を持つ手段だとみなされていたのだろうか。まず、国際連盟創設後の国際司法制度の発展は、それ以前の伝統をより発展させるという意義を持っていた。裁判によって国家間の紛争を処理しようとする取り組みは、19世紀を通した各国の仲裁裁判条約の締結や、1899年のハーグ万国平和会議を経た国際仲裁裁判所の創設という成果を生んでいたが、国際連盟規約において、紛争解決の手段が原則として常設国際司法裁判所での裁判、仲裁裁判、連盟理事会への付託に依るということが明記された。したがっていかなる国も、二国間の仲裁裁判条約を想定して国際司法制度に関与するだけでなく、普遍的枠組みによる国際司法制度の存在を前提として仲裁裁判条約に関与する必要に迫られていたといえる。また、国際連盟創設後の国際司法制度は、武力行使以外の手段で国際紛争を解決する手段を提供することで侵略への制裁を可能にし、その制裁により軍備を補うことで軍縮を実現可能にするという点で、平和に向けた他の手段の基礎となるものと見なされていた<sup>3</sup>。この点を踏まえれば、国際司法制度に注目することで、連盟における平和の基礎となる理念とその実態についてより正確な理解が可能になると考えられる。

このような意義を持つ国際司法制度が国際連盟創設後に形成される過程において、当時の世界各国はその国際司法制度にどれほどの意義を見出していたのだろうか。これまで、戦間期における国

際司法制度の形成過程は主に国際連盟研究の中で触れられてきたが<sup>4</sup>、これらの研究は同制度の形成過程における各国の役割を充分論じていない。尤も、この過程とイギリスの関係については、常設国際司法裁判所規程第36条選択条項（常設国際司法裁判所における応訴義務を定めたもの）の受諾に至る過程を論じたロイド（Lloyd）の研究があり<sup>5</sup>、更なる研究の発展が期待される。他方、筆者がより深刻と考えているのは、その制度の形成に対する日本の役割についてほとんど研究がなされていない、あるいはその評価について見直すことが可能ではないかということである。

日本は国際連盟の常任理事国に選ばれ、連盟規約の起草や常設国際司法裁判所規定の起草にも参加した。また、日本は常設国際司法裁判所の判事として、織田萬、安達峰一郎、長岡春一の3人をハーグに送り出しており、1928年には不戦条約に加入し、紛争の平和的処理を対外的に宣言するに至った。一方で、先述の常設国際司法裁判所規程第36条選択条項による応訴義務を日本が戦間期に受諾することは叶わなかった。また、連盟創設以降に各国間で多くの仲裁裁判条約が結ばれたにもかかわらず、日本が結んだ仲裁裁判条約は、1924年の日本＝スイス仲裁裁判条約、1934年の日蘭仲裁裁判条約に限られており、1908年に日米間で結ばれた仲裁裁判条約は、1928年に改正されないまま期限により失効に至った。この結果を踏まえれば、戦間期の日本は大国として国際司法制度の形成を主導する地位にありながら、その形成を避けようとする姿勢を見せていたように見える。

この時代の国際司法制度の形成に対する日本政府の態度について論じた先行研究では、いずれも日本政府が国際司法制度の適用範囲を狭いものに留めようとしていたことが強調されている。その一つとして、伊香俊哉の研究が挙げられる<sup>6</sup>。伊香の研究は、日本政府の国際司法制度への取り組みについて、連盟規約起草以来「戦争の違法化」のために連盟でなされた数々の取り組みに対する日本政府の態度を論じる中で言及している。この研究で伊香は、日本政府は常任理事国の間で戦争違法化体制の強化のための取り組みに対して、一

貫して足を引っ張る存在であったとするとともに、戦争違法化体制の基礎となる国際司法制度の適用範囲を骨抜きにしようとしていたと評価している。伊香の研究は、多様な一次資料を用いて日本政府内の各主体の対応を丁寧に検討しているが、あくまで連盟における「戦争違法化」への取り組みを主題としている。そのため、国際司法制度を中心に日本の態度を評価する場合、連盟で議論された問題にとどまらず、二国間で結ばれた仲裁裁判条約の締結交渉において仲裁裁判の管轄がどの範囲の問題まで広げられていたかにまで目を向ける必要があると考えられる。

このような伊香の研究に対し、仲裁裁判条約の締結まで含めて日本政府の態度を検討している先行研究として、横田喜三郎のものが挙げられる<sup>7</sup>。外交文書などの歴史的史料を踏まえた上で考察したものではない概説的なものだが、伊香の研究にない視点を盛り込んでいる。この中で横田は、国際連盟と常設国際司法裁判所の創設を経て世界各国で結ばれた仲裁裁判条約が裁判の管轄権をより広いものとしたにもかかわらず、日本は戦間期に結んだ仲裁裁判条約において旧来の抽象的な留保条件を付して裁判の管轄権を狭いものに止めようとした点、かつそれらの条約の締結が時局に応じた打算的なものだった点、また日本が他の連盟常任理事国と異なり常設国際司法裁判所の応訴義務に応じようとしなかったという点から、日本が戦間期において一貫して国際司法制度の拡大を避けようとしていたと評価している。

しかしこれらの先行研究は、いずれも条約の締結や選択条項の受諾といった結果に至るまでの過程を一貫したものと捉えるあまり、国際情勢の変動に対して日本の態度が経時的に変化したという側面を等閑視していると思われる。例えば、連盟規約以前における仲裁裁判条約締結交渉における日本政府の姿勢の変化を検討した千葉功の研究は、各時点での仲裁裁判条約締結交渉において日本政府が検討した対案を逐一検討することで、日本政府の姿勢に徐々に変化が生じていった過程を明らかにしている<sup>8</sup>。戦間期における日本の態度を評価するためにも、国際司法制度形成への取り組みや各種の仲裁裁判条約締結交渉において、日本側

がどのような条件を提案し、他国から提案された条件に対してどのような反応を示したのか、また、日本側が示した条件が他国間で締結された仲裁裁判条約や連盟での取り組みにおいて他国が示した条件とどの点で一致しどの点で異なっていたのか、以上のことが論じなければならない。

本論文は、このような具体的な条件の検討と比較の視座を用いることにより、戦間期の国際司法制度の形成に対する日本の態度の変化の過程を、常設国際司法裁判所における応訴義務受諾の検討過程と、日本が二国間で交渉した仲裁裁判条約の締結交渉の二つの場の相互作用に着目して検討することで、日本が国際司法制度の形成を通じて平和の達成に寄与した可能性を明らかにしようとするものである。本論文は、検討の範囲を戦間期における国際司法制度の大枠が定まった常設国際司法裁判所の創設以後から開始し、日本外交における国際連盟と国際司法制度の意義付けが大きく変わることになった満州事変の直前までを検討の範囲とする。その上で、この時代における日本外交の変化の過程を、大きく四つの章に分けて検討する。まず第一章では、常設国際司法裁判所の創設までの過程における日本の態度が二国間の仲裁裁判条約の締結過程に反映された事例として、1924年に調印に至った日本＝スイス仲裁裁判条約の締結交渉を検討対象とする。第二章では、第一章で見られた日本の態度転換が反映された事例として、1924年の連盟総会で起草されたジュネーブ平和議定書に対する日本の対応過程を検討する。第三章では、日本の態度変容がさらに明確に表れた事例として、1928年に行われた日米仲裁裁判条約及調停条約の締結交渉における日本の態度を検討する。第四章では、それまでの日本の態度がさらに変化する過程として、イギリスや世界各国が応訴義務を受諾した1929年の前後で日本の応訴義務への態度がどう変化したかを検討する。

## 第一章 伝統的態度の維持：日本＝スイス 仲裁裁判条約締結交渉

言うまでもなく、連盟創設以降の国際司法制度は、連盟規約とそれに続いて起草された常設国際

司法裁判所規程を基礎として発展していった。連盟規約においてそれが規定されたのは第 13 条及び 14 条であり、また、国際司法制度により解決される紛争の範囲を定めたものとしては、常設国際司法裁判所規程第 36 条が大きな意義を持つこととなった<sup>9</sup>。

とりわけ、常設国際司法裁判所の管轄範囲を定めた規程第 36 条 2 項については、規程の署名議定書において規程採択国の中で特別に受諾した国同士でのみ適用される「選択条項」が置かれ、「正当ノ委任ヲ受ケタル加盟ノ者ハ裁判所規程第三十六条第二項ニ基キ左ノ条件ニ於テ当然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的ナリト今令認ムルコトヲ其ノ本国政府ノ為ニ尚宣言ス」<sup>10</sup>と明記された。そしてこの後、この選択条項の受諾が、国際司法制度確立の焦点となった。では、このように国際司法制度の基礎が形成された直後の段階で、日本政府はどの範囲まで国際司法制度の管轄権を妥当と認め、どのような論理でそれを正当化しようとしたのだろうか。それが現れた事例として、日本＝スイス仲裁裁判条約の締結交渉における日本の態度を検討したい。

まず、日本＝スイス仲裁裁判条約の締結交渉を検討する前提として、常設国際司法裁判所規程起草における日本の態度を、若干補足したい<sup>11</sup>。

連盟創設後、常設国際司法裁判所規程を起草するための法律家諮問委員会が結成され、日本からは安達峰一郎が起草に参加することとなった。この場において安達や外務省は、応訴義務が日本にとって思わしくないものであると判断していた<sup>12</sup>。ここで安達や外務省本省が根拠として挙げたものは、裁判所規程の案に応訴義務を定めることが連盟規約第 14 条に反するものであり、規約の改正を求める提案を委員会が出すべきではない、ということであった<sup>13</sup>。ここから、日本の外務省本省が連盟規約で定められた常設国際司法裁判所の管轄権を必要十分なものとみなす認識を持っていたことが考えられる。

報告書は連盟規約の「精神」を根拠として応訴義務を明文化するものとなり、安達は報告書に対して留保を表明することになった。しかし報告書による提案は、連盟理事会で強制的管轄を合意管

轄によるものへと修正されて総会に提出された。応訴義務の明文化を望む意見は総会で提唱されたものの、それが復活することはなく、結果として応訴義務は常設国際司法裁判所規程第 36 条の選択条項としてまとめられることとなった。

このように、日本は新たに定められた常設国際司法裁判所を特別な精神に基づくものとして神聖化せず、あくまで連盟規約やそれ以前の仲裁裁判の伝統を引き継いだものとして位置づけていたと判断できる。

それでは、以上のように常設国際司法裁判所創設に際して日本が示した態度は、二国間の仲裁裁判制度の形成において、どのように表れたのだろうか。

日本＝スイス仲裁裁判条約の締結交渉は、日本政府の常設国際司法裁判所規程批准直後の 1921 年 8 月に、スイス側の提案に日本政府が応じる形で始まった。この交渉の初期において、日本外務省は最初の条約草案として、以下のものを起草した。

「彼我両国間ニ締結セラルヘキ仲裁裁判条約ノ内容ニ関シテハ

- 一、仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ヲ法律問題ニ限ルコト
- 二、締約国ノ緊切ナル利益、独立若ハ名誉又ハ第三国ノ利益ニ関係スル紛争ニ付テハ留保ヲ設クルコト
- 三、紛争カ法律問題ナリヤ又ハ留保事項ニ該当セサルヤヲ判定スルノ権利ヲ締約国ニ保留スルコトヲ以テ帝国政府ノ大体ノ方針ト致シ度シ」<sup>14</sup>

第一項の「法律問題」、第二項の「緊切ナル利益、独立若ハ名誉又ハ第三国ノ利益ニ関係スル紛争」の留保は、いずれも 1908 年に結ばれた日米仲裁裁判条約で定められたものだった<sup>15</sup>。この点から、日本側の当初の方針は、常設国際司法裁判所の創設後でも、それ以前の仲裁裁判条約における留保条件を維持することだったと判断できる。その背景として、当時の外務省に国際法への根強い不信があったことが考えられる。例えば、この交渉時に外務省で作成された覚書では、「仲裁裁判ニ付スルニ適スル紛争カマサニ法律問題ニアルコトハ今日広く承認セラルル所ナリ然レトモ現今



ニ於テハ一切ノ法律問題ニ付キ義務的仲裁裁判ヲ認ムルコトハ帝国トシテハ未ダ其時期ニ在ラストナササル可カラス」<sup>16</sup>との見方が示されていた。

一方でスイス政府は、国際連盟と常設国際司法裁判所の創設を受け、それに適応するような仲裁裁判条約を締結することを希望していた。1921年11月、ラーディー（Lardy）駐日スイス公使は日本外務省の田中次官代理に宛て、以下のことを申し立てていた。

「一九二一年八月十八日瑞西国公使ハ同国政府ニ於テ今後ハ国際連盟ノ創設ニ依リテ生シタル新事態ニ一層適応セル仲裁裁判条約ヲ締結センコトヲ希望スル旨埴原次官ニ通告スルノ光榮ヲ有シタリ」

「日本国ハ同裁判所（常設国際司法裁判所一引用者注）ノ拘束的裁判権ニ関スル第二議定書ニ調印セザリキ是等ノ事情ニ際シ日本政府ト特別ノ仲裁裁判条約締結ノタメ商議ヲ開始センコトハ連邦政府ノ甚タ望マシキ義ト認ムル所ナリ」<sup>17</sup>

スイス政府は、スイス＝日本間の仲裁裁判条約案を、日本が常設国際司法裁判所規程の選択条項に調印していない点を埋め合わせるものと見なしていた。さらに、1922年の5月になると、二国間の仲裁裁判条約により広い管轄権を与えるべきということ、以下のようにはっきりと日本側に示すようになった。

「此機微ナル事項ニ付帝國政府カ極メテ慎重ノ態度ヲ示サレタル理由ニツイテハ瑞西政府モ完全ニ之ヲ了解セリ、然レトモ国際争議仲裁解決ノ原則ヲシテ出来得ル限り偉大ナル発展ヲナサシメント目的トスル瑞西政府ハ之ト全ク反対ノ結果乃チ其從來非難セル一切ノ法則ヲ包含シ却テ其ノ之ニ代ヘンコトヲ希望セル条項ヲモ包含セサル条約ヲ締結スルカ如キ結果ヲ見ルコト無カラント希望スルモノナリ」<sup>18</sup>

これらを踏まえれば、交渉当初の仲裁裁判条約に対する意義付けは、日本とスイス間でかなり異なるものとなっていたと判断できる。また、連盟創設直後にスイスが連盟規約と仲裁裁判に関して示したスイス政府の提議では、「名誉、独立及重大ナル利益」に関する紛争の除外という従来通用していた留保条件が広範であるとの批判が述べら

れていた<sup>19</sup>。スイス側が取り扱う紛争の範囲拡大を望んでいたことは、この見解からも裏付けられる。

このように距離のある態度を示したスイス側に対し、1922年8月の段階で日本政府は、スイス側の二つの要求—常設国際司法裁判所が管轄権を持つことと、条約により管轄権を持った裁判所に「独立、名誉、及重大ナル利益ニ基ツク抗弁」についての決定権を与えること—に対し、前者のみ合意することを望むとの方針を示した<sup>20</sup>。しかし、このように日本がスイスとの紛争を常設国際司法裁判所に付託するとしても、日本政府としては、常設国際司法裁判所による裁判を必ずしも望ましいものとは見なしていなかった。例えば、常設国際司法裁判所への管轄権付与に関する日本側の覚書の中には「大半欧米人裁判官ヲ以テ組織スル同裁判所カ一方当事国ヲ日本トシ他方当事国ヲ欧米ノ一国ト為セル事件ニ付果タシテ常ニ善ク日本ノ立場ト主張トヲ了解シテ客観的ニ公平ナル判決ヲ下シ得ルヤ否ヤ不安ノ点ナシトセス」<sup>21</sup>とあったように、裁判官の選出が欧米出身者に偏ることを根拠に、常設国際司法裁判所の公平性を疑う見方が残っていた。

このような慎重な見方を秘めつつ、日本政府はスイス側に対し、「法律問題ニシテ且締約国ノ独立、国民的名誉、緊切ナル利益又ハ第三国ノ利益ニ関係セサル紛争ハ締約国間ノ特別契約ヲ以テ之ヲ常設国際司法裁判所ニ付託スルコトヲ為スニ付テハ何ラ異議ヲ有セス」<sup>22</sup>という条件を最終的に示した。これに対してスイス側は、「瑞西連邦政府カ予テ望ミシ所ナリニ拘ラス仲裁ニ関シ新ナル時代ヲ画スヘキ条約ヲ日本帝国ト締結スルコト能ハサリシハ実ニ其ノ遺憾トスル所ナリ然レトモ連邦政府ハ其ノ見解ニ於テ本質的缺點ヲ認メサルヘカラサル条約ヲ以テスルモ何等条約ナキ状態ニ代ワラシムルコトヲ希望スルモノナレハ貴国政府ノ企図ニ賛スルト共ニ日本国外務省ニ対スル同封条約案ノ送附方ヲ瑞西国公使ニ訓令セリ」<sup>23</sup>とのように、より包括的な仲裁裁判条約に日本が合意しなかった点を不本意としつつも、あくまで無条約の状態が続くよりは良いと妥協して、最終的に日本側案に同意するに至った<sup>24</sup>。

以上の過程を見れば、常設国際司法裁判所の創設という画期が、日本においてどのように受容されたかを窺い知ることができる。確かに日本＝スイス仲裁裁判条約では常設国際司法裁判所の管轄権が明確に示されたものの、実際の裁判に付しうる紛争の留保という面では、日本は常設国際司法裁判所創設以前に広がっていた伝統的な条件、即ち「締約国ノ独立、国民的名誉、緊切ナル利益」に係る紛争の除外と、その留保範囲の解釈権の保持を貫こうとした。また、日本政府内部における常設国際司法裁判所の構成や判決への不信感は、交渉過程において依然残ったままだった。この点から、常設国際司法裁判所創設という転機に接しても、日本の当初の態度は、それまでの仲裁裁判への態度を維持しようとする、慎重なものだったと判断できる。

しかし、このようにして日本＝スイス間の仲裁裁判条約が調印に至ったとしても、その過程で仲裁裁判の管轄権に対する日本の見解が全く変わらなかったとは言い切れない。実際、日本＝スイス間の交渉が最終局面に入った大正12年12月、日本の外務省は仲裁裁判条約の締結条件についての一般的な見解をまとめたが、その覚書においては、日本＝スイス間の交渉で日本側が頑なに守ろうとした「緊切ナル利益、独立若クハ名誉」に関する紛争の除外という条件の問題点が提起されていた。例えば、「独立」という条件について、覚書は「独立ナル文字ハ又広義ニ用ヒラレ或ル国家カ正当ニ為シ又ハ為ササルコトヲ得ル何等ノコトヲ為シ又ハ為ササラントスルコトニ対スル妨害ハ独立ノ侵害ナリト解セラルルコトアリスクノ如キ解釈ノ下ニ於テハ独立ナル留保ハ仲裁裁判適用ノ範囲ヲ極メテ狭隘ナラシムルモノナリ」と論じている。また、「名誉」に関して覚書は「名誉ナル文字亦解釈ノ如何ニヨリテハイカナル紛争モ多少当事国ノ名誉ニ関セサルモノナシトモ云ヒ得ヘキヲ以テ此ノ意義ニ於テ名誉ニ関スル紛争ヲ仲裁裁判ヨリ除外ストセハ仲裁裁判ニ付スヘキ事項ハホント失ハレルヘキナリ」とし、「緊切ナル利益」に関して覚書は、「緊切ノ利益ナル觀念ハ元相對的ノモノナレハ明確ナル標準ヲ定メ難キハ寧ロ当然ナリ」としている。その上で覚書は、仲裁裁判

条約の締結に応じる適当な条件として「止ムヲ得スルハ国民的名誉及ヒ緊切ナル利益ノ又ハ緊切ナル利益ノミヲ留保スルコト」を明記し、旧來の方針を修正する見解を見せた<sup>25</sup>。確かにこの覚書に見られたような態度が日本＝スイス間の交渉に反映されることはなかったが、この覚書が常設国際司法裁判所創設から日本＝スイス間の仲裁裁判条約に至る交渉過程を踏まえてまとめられたとすれば、日本政府はこの交渉過程を経て些かの変化を見せたと言える。

常設国際司法裁判所規程の起草に続く日本＝スイス仲裁裁判条約の締結交渉において、日本政府は、紛争の司法に依る解決の範囲を、従來の慣習に基づく範囲に維持しようとする態度を示し続けた。しかし日本政府は、両国間の仲裁において常設国際司法裁判所の管轄権を認めるなど、連盟創設以降の枠組みを一定程度尊重する姿勢を示すとともに、交渉の過程でそれまでの管轄範囲を見直す検討を始めた。このような日本の国際司法制度への態度は、1924年に連盟総会でジュネーブ平和議定書が起草されることにより、さらに転換を迫られることになる。

## 第二章 日本の態度転換：ジュネーブ平和議定書

本章では、国際司法制度の形成における日本の態度が、1924年のジュネーブ平和議定書の起草と採択の段階で、どのような変化を見せたのかを明らかにする。まず、この議定書が発案されるに至った経緯と、議定書案の性質を検討したい。

先述の通り、連盟規約や常設国際司法裁判所規程において応訴義務は強制されず、選択条項によるものとなった。また、連盟規約において、武力による紛争解決に対して連盟による制裁を行う原則にも不備があった。というのも、何をもって侵略と定義するかは、連盟規約に明記されていなかったからである。このような事態を受けて、連盟では、連盟規約の欠点を補い、国際司法制度や制裁の実効性を高めようとする取り組みが、創設当初から進められていた。

その最初の成果として1923年の第4回連盟総

会で相互援助条約案が起草されたが<sup>26</sup>、各国の調印および批准を得ることは叶わなかった。その大きな要因として、イギリスの反対姿勢がある。1924年8月に連盟事務局に提出されたイギリスの回答では<sup>27</sup>、条約案によって確立される安全保障に限界がある根拠として、条約案における侵略の定義が曖昧であること、理事会が全会一致により侵略国を定義するとしてもそれには時間がかかり、制裁の初動が遅れることにより制裁の実効性が低くなることが指摘されていた。そこでイギリス政府は、軍縮を成功させるためには各国の安全保障が確立されなければならない、さらにそのためには、国際司法制度などの紛争解決手段が信頼に足るものとならなければならないという論理を提案することで、相互保障条約案の問題点を克服し、更に連盟における軍縮推進の契機にしようと試みた。その結果が、平和議定書の発案だったと言える<sup>28</sup>。

このように、議定書が紛争の国際司法制度による解決や侵略の明確な提議を示したことは、連盟総会第一委員会において提出された合計7条の議定書仮案に現れている<sup>29</sup>。このうち第3条では、常設国際司法裁判所規程の選択条項を受諾することが明記されていた。また、第4条では、連盟規約第15条における理事会による紛争の解決手続きをより詳細に規定するため、連盟理事会から仲裁裁判および国際司法裁判への紛争の付託について多くの取り決めが定められた。その上で、仮案第6条では、仲裁や司法による解決、理事会による措置を無視して武力に訴えた国家を侵略国と認定することが明らかにされていた。

このような経緯で起草に至った議定書に対し、当初の連盟日本代表及び外務省本省は、どのような評価を下し、どう対応したのだろうか。

9月4日から6日の連盟総会において英国マクドナルド (MacDonald) 首相と仏国エリオ (Herriot) 首相が議定書を発案したのに対し、日本の連盟代表は当初、冷ややかな反応を示した<sup>30</sup>。というのも、仲裁裁判の制度化のために「国家の名誉威厳に関わる問題」まで含めて応訴義務を認めることは、英仏だけでなくどの国も不可能であると見なしていたからである。また、連盟代表か

ら本省宛の先の電報に引き続き電報では、英仏以外の諸国が総出で連盟規約の根本修正に乗り出してまで議定書に賛成することは疑わしいとしていた。しかし、同時に連盟代表は、純然たる法律問題について大国と小国を問わない応訴義務を設けることに反対した場合、日本は囚らざる誤解を招くと指摘し、結局「大勢ニ順応スルコト然ルヘシ」と評価した上で、本省に回訓を求めていた。

これに対して本省から最初に送られた回訓<sup>31</sup>は、「純然タル法律問題ニシテ国家ノ名誉、独立、又ハ緊切ナル利益ニ関セサルモノ」についてのみ仲裁裁判に付すとし、従来日本政府が他国と仲裁裁判条約を締結する場合に示していた原則を変更するようなことを認めてはならないとしていた。加えて、回訓の起草段階では、法律問題と政治問題との区別が困難ということと、欧米と日本で仲裁裁判の管轄範囲に対する見解が異なるという見方が示されていた<sup>32</sup>。更に、続く9月19日に連盟代表に送られた訓令では、仲裁裁判の強制が及ぶ範囲から政治的紛争を除外するだけでなく、除外の範囲をなるべく広くとるべきだと通告されていた<sup>33</sup>。このように、起草作業が進む間も、外務省本省は、日本がこれまで仲裁裁判締結交渉で準拠していた基準よりも包括的な基準による応訴義務が議定書により定められることを避けようとしていたと言える。

しかし、本省が一貫して現状維持的な姿勢を続ける一方で、フランス代表が各国の議定書参加を積極的に呼びかけたことにより、9月20日の時点でイギリスとイタリアが議定書賛成に転じるようになった<sup>34</sup>。このようなジュネーブにおける情勢の変化に対し、外務省本省も敏感に反応した。20日付の電報を受けて発信された本省から連盟代表宛の電報では、日本の見解が以下のような形で表現されていた。

「往電第四十四号ノ通従来ノ主義ト余リニ懸ケ離レ国家ノ独立、名誉又緊切利益ニ関スルカ如キ問題ヲモ義務的仲裁裁判ニ付セムトスルニ拘ハラス規約第十五条第八項ノ如キ各国ニ於テ国内問題ト認メタルモノハ之ヲ仲裁ニ付議セストノ規定ヲ存スルハ趣旨徹底セサルモノト認ム」<sup>35</sup>

注目すべき点は、今回の回訓では国家の「緊切



ナル利益」に関わる問題を仲裁裁判から除外すべきとの指示ではなく、当事国により国内問題と認められた問題が仲裁裁判に付されないことの矛盾を指摘すべしとの指示が与えられるようになった、ということである。これは本省にとって、国家の緊切利益に関わる問題を除外しようとせず、むしろそれが仲裁裁判に付されることを想定して議論を進めることを意味していた。議定書発効の可能性に疑念を持っていた初期の段階では、日本は他国からの不用意な不信を買うことを避けつつ旧来の国際司法の範囲を維持するという方針を採っていた。しかし、イギリスとイタリアの賛成により議定書発効の可能性が高まってきたことを受けて、むしろ仲裁裁判の留保に矛盾があることを指摘し、仲裁裁判の幅を進んで広げることにより、日本に有利な状況を作り出そうという方針が採られるようになった、ということである。

このように、平和議定書の審議過程において、従来の国際司法制度を維持しようとしていた日本政府の態度は、司法制度の拡大を進める中で日本の提案を反映させようとするものへと変化していった。先行研究では、これ以降の連盟の議論において、日本代表の安達峰一郎が国内問題とされた紛争への理事会の関与の余地を残そうとする修正案を提起したことが指摘されている<sup>36</sup>。しかしここで重要なのは、この「安達修正」を通して日本側の主張がなされるに至る過程で、議定書によって国際司法制度の管轄範囲が拡大されることを前提として日本政府の中での検討がなされるに至ったことである。ここから、平和議定書の起草過程において、旧来の国際司法制度の管轄範囲を維持するというこれまでの基準が再検討されるに至ったと言うことができるだろう。

最終的に「国際紛争の平和的解決のための議定書」と名付けられた議定書は、第一委員会での日本側修正案を踏まえた上で、10月2日、連盟総会で満場一致により、各国の調印に付されるに至った<sup>37</sup>。しかし、ここでの決議はあくまで議定書への調印を連盟加盟国に推奨するというものに留まっていた。

外務省本省における議定書の内容を巡る議論は、議定書が連盟総会で採択された当初から始まった

が、そこでは、日本は議定書調印については慎重な態度を保ちたいが、連盟と日本との関係を悪化させたくはないというジレンマが見られた。例えば、議定書採択までの経緯をまとめた「平和議定書ニ就テ」という覚書では<sup>38</sup>、日本政府の採るべき態度として、調印は慎重に決断すること、大勢を見極めることが挙げられた他に、英米が移民問題に連盟を関与させまいとする態度を議定書に反映させようとしていると指摘されていた。一方で、「平和議定書調印ニ付テノ考量」という覚書では、日本が委任統治や通商衡平の分野で恩恵を受けている点が指摘されるとともに、中国が連盟を日本の不利益に利用することを避けるため、また連盟に加盟していないアメリカやソ連に対する立場を固めるためにも、むしろ調印が有効ではないかという意見も提示されていた<sup>39</sup>。

しかし、平和議定書が軍縮に結び付けられたことを受けて、平和議定書についての厳しい見解が軍部から示されるようになった。例えば、陸軍は議定書採択後に外務省と陸海軍が合同で組織した軍縮準備委員会<sup>40</sup>にあたって、陸軍は第一回会合で主義上は軍縮に賛成すべきとする一方で議定書は日本の安全を増加させないと指摘し<sup>41</sup>、第二回会合では陸軍が米ソのいない軍縮に後ろ向きの姿勢を見せるなど<sup>42</sup>、議定書後の軍縮の成功そのものに疑問を投げかけていた。

また、理事会常任国の大使館が各国の議定書への態度を伺う中で、各大使館の見解の差が見られるようになっていた。例えば、石井菊次郎駐仏大使が10月7日の段階で日本の議定書参加を強く促していた<sup>43</sup>一方で、林権助駐英大使は、イギリス政府が議定書調印後に行われる軍縮会議の有効性を疑問視していることを伝え<sup>44</sup>、落合謙太郎駐伊大使は10月8日の早い段階で、ムッソリーニ(Mussolini)首相が議定書の内容が踏み込みすぎているとして慎重な姿勢を示していることを示し、日本としてもイタリアの出方を見て慎重に議定書への態度を決めるべきだとしていた<sup>45</sup>。

このように日本の議定書への態度が徐々に変化していく中で、イギリスで10月29日に行われた総選挙で労働党が敗北し、保守党による第二次ボールドウィン(Baldwin)政権が成立し、イギリ



ス政府の議定書への態度が大きく変わるようになった。元来、総選挙直後の新政権は態度を明確にしていなかったため、イギリスでの政権交代の影響は未知数だった<sup>46</sup>。しかしイギリスは11月18日になると、翌月の連盟理事において議定書と軍縮への準備について意見を表明できないと連盟事務局に通達するに至った<sup>47</sup>。

このように議定書へのイギリスの態度が変容していった中で、11月21日、日本の幣原喜重郎外相はエリオット（Eliot）駐日イギリス大使と会談し、連盟での議論の際は本省から逐一指示は与えられず、安達による日本側修正案は代表限りの提案だったと説明した他、イギリスが議定書に参加しないなら日本も参加しないと述べた<sup>48</sup>。日本政府は議定書において理事会や国際司法制度による紛争解決の範囲に関する方針を変更する姿勢を見せたものの、ジュネーブ平和議定書がわずか2ヶ月ほどで空中分解に至る過程で、「安達修正」を「代表限りの提案」と説明するなど、議定書への関与を避けようとする態度を示すようになったのである。

ジュネーブ平和議定書は1924年12月の時点で事実上廃案と見なされるようになっていたが、イギリスが正式に議定書の調印拒否を宣言するに至るには、1925年3月の連盟理事会を待たなければならなかった<sup>49</sup>。しかし、1925年2月の時点でもなお、日本は平和議定書が修正されることを見込んで、修正案の検討を進めていた。ここで重要なのは、この議定書修正案において、応訴義務をめぐる日本の見解が改めて示されていることである。例えば、外務省で起草され、3月の連盟理事会に先立って石井代表のもとに届けられた意見書では、以下のことが挙げられていた<sup>50</sup>。

「国際司法裁判所問題ニ付テハ平和議定書ノ修正ヲ承認スルコト即チ(イ)法律問題ニ付テハ原則トシテ国際司法裁判所ノ管轄権カ義務的ナルコトヲ認ムルコト(ロ)右管轄権ニ関シテハ議定書ノ定ムルカ如ク各国ハ予メ広義ノ留保ヲ為スノ権利ヲ有スルコト」

ここで法律問題に限ってでも常設国際司法裁判所への応訴義務を認めたことは、かつて常設国際司法裁判所規程の起草過程において日本の外務省

と諮問委員会の安達が一体となって応訴義務に反対の立場を示した点に鑑みれば、大きな変化である。

さらに、この意見書に付せられた「国際司法裁判所ノ応訴義務受諾ニ関スル留保案」では、常設国際司法裁判所における日本の留保条件として、「応訴義務ヲ認ムヘキ紛争ハ裁判所規程第三十六条第二項ニ掲タル法律的紛争ニシテ日本政府ニ於テ其ノ緊切ナル利益(vital interests)ニ関セスト認メタルモノナルヘキコト」<sup>51</sup>が挙げられていた。ここでは、それまで仲裁裁判条約における留保条件として一貫していた「独立、名誉及緊切ナル利益」に関する紛争の除外という条件が、「緊切なる利益」に関する紛争のみを除外するというものに改められており、これは日本政府の方針の変化を示すものと言える。この条件は、第一章において挙げた、1923年12月起草の留保条件に対する見解<sup>52</sup>における条件とほぼ一致するものであるが、1923年において見られた変化が、この意見書においてよりはっきりと示されたといえる。

このように除外される紛争の条件が「緊切ナル利益」に一本化されたことが意図的なものであることは、この留保条件に付せられた説明書にも表れている<sup>53</sup>。この説明書は、管轄権から除外する紛争を「緊切なる利益」に関するものに絞ったとしても、かつての「独立、名誉及緊切ナル利益」という条件と同様に運用できるとした。また、例え「緊切ナル利益」に関する紛争を常設国際司法裁判所の管轄権から除外したとしても、寧ろその紛争を理事会に付すことに賛意を示していた。

ジュネーブ平和議定書は発効要件を満たす各国の批准を達成しなかったものの、9月下旬に方針を転じた外務省本省や、安達や石井に代表される連盟日本代表には、連盟や国際司法制度により平和的に解決しうる紛争の範囲の拡大に応じようとする意図があった。連盟総会後の外務省本省は議定書への積極的賛成を控えようとする態度を徐々に明らかにしていったものの、最終局面において、法律問題における応訴義務の受諾と留保条件の「緊切ナル利益」への一本化への姿勢を示すことにより、日本＝スイス仲裁裁判条約の検討を経て見られた態度の変化をより明確にすることとな

った。ジュネーブ平和議定書に日本が調印することは叶わなかったものの、その起草とそれ以降の過程は、日本政府をして国際司法制度に対する態度を再検討させることに、一定の寄与を果たしたと言えるだろう。

### 第三章 日本の態度変容の反映：日米仲裁裁判調停条約締結交渉

先述の通り、国際司法制度に対する日本の態度はジュネーブ平和議定書の起草までの過程で変化を見せたが、1928年の日米仲裁裁判条約締結交渉は、このような態度の再検討の反映が現れる機会となった。さらに、1925年12月1日に調印されたロカルノ条約も、日米仲裁裁判条約締結交渉における日本の態度の再検討を促すものになった。以上のことを踏まえて、この章では、1928年の日米仲裁裁判条約締結交渉における日本の態度を検討する。

1925年12月1日に調印されたロカルノ条約のうち、独白仏英伊による五カ国条約の第3条では、条約調印国の間で発生した紛争について、紛争の性質を問わず全てを仲裁裁判、調停、理事会への付託という平和的处理に付すことが定められた<sup>54</sup>。これに加え、合わせて調印されたドイツと近隣諸国との仲裁裁判条約では、詳細な紛争処理手続きが定められた。また、それまでの多くの仲裁裁判条約で「独立、名誉及緊切ナル利益」に関する紛争や第三国が利害を有する紛争が除外されていたのに対し、ロカルノ条約における仲裁裁判条約ではそれらの紛争も扱われることとされたという点も、重要な意義を持つものであった。

ロカルノ条約がこのような既存の紛争解決手続きの慣例を塗り替える意義を持っていたことは、当時の日本の政策決定者の間でも認識されていたと考えられる。例えば、当時の日本における代表的国際法学者であり日本の外務省と密接な関係にあった立作太郎や、国際連盟帝国事務局代表を務めるとともに国際法の専門家でもあった杉村陽太郎は、ロカルノ条約における仲裁裁判条約によって法的紛争については義務的な仲裁裁判が成り立つという先例が生まれたと見なしていた<sup>55</sup>。

このようにロカルノ条約は、当時の日本においても、法的紛争における仲裁裁判ないし常設国際司法裁判所の強制的な管轄権を認める先例になるとみなされた。尤も、そのような管轄権は法的紛争と政治的紛争を峻別することにより成り立っていたが、このような峻別は寧ろ、かつてのような抽象的な留保条件を設定せずとも義務的な国際裁判が成立し得ることを証明するものとなったと言えるだろう。後述するが、1928年の日米仲裁裁判条約締結交渉では、このようなロカルノ条約の先例が日本政府側で参照されることになる。それを踏まえて、条約締結交渉の過程を検討したい。

1928年の日米仲裁裁判条約締結交渉を検討する前提としてもう一つ、常設国際司法裁判所創設から同交渉に至るまでの国際司法制度に対するアメリカ政府の態度を、アメリカの常設国際司法裁判所加盟問題を中心に検討していきたい<sup>56</sup>。

常設国際司法裁判所創設以来、同裁判所判事にアメリカのムーアが就任したものの、ヴェルサイユ条約の批准拒否によりアメリカの国際連盟加盟と常設国際司法裁判所規程加盟が見送られ、これ以降、アメリカは国際連盟の枠外にありながら常設国際司法裁判所に関与する方法を模索しなければならなくなった。この試みとして、1923年2月にハーディング大統領がアメリカ上院においてアメリカの常設国際司法裁判所規程への加入を求める教書を発表したものの<sup>57</sup>、ハーディング大統領がこの後に死去したため、その教書を踏まえて上院が決議を採択したのは、1926年1月のことだった<sup>58</sup>。

ここに見られるアメリカが常設国際司法裁判所規程への加盟に至るまでのアメリカの態度において、注目されるべき点が二つある。一つは、常設国際司法裁判所規程に加盟するとしても、選択条項を受諾して応訴義務を認めることは、政府も想定していなかったということである。これは1923年3月の段階で、ヒューズ國務長官の見解としてはっきりと示されていた<sup>59</sup>。注目すべきもう一つの点は、アメリカが常設国際司法裁判所に加入する条件の中に、独特の条件が含まれていたことである。元来、1923年に大統領教書として上院に提示された留保条件に、アメリカ上院の決

議は新たに3つ留保条件を加えた<sup>60</sup>。一つはアメリカに関する紛争についてアメリカの同意なしに常設国際司法裁判所が勧告的意見を与えることを禁ずること、裁判所の管轄権がアドホックな協定によって認められること、そして、「[アメリカ]の問題ニ対スル合衆国ノ伝統的態度」、即ちモンロー主義に関する紛争の除外というものであった。これらのうち一番目の条件に対しては、イギリス政府が、もしそれが合意されるならそれは「この合意が連盟加盟国間の紛争の平和的解決をより困難にすることはない」という補助的合意を必要とするとし、慎重な姿勢を示した<sup>61</sup>。また、第二の条件は常設国際司法裁判所創設以前の多くの仲裁裁判条約にあった条件を維持するものであり、三番目の条件は今までにない新たな条件であった。

このようにアメリカ政府は、常設国際司法裁判所創設後に同裁判所への加入を巡って示した態度において、常設国際司法裁判所創設後の国際司法制度の飛躍的変容に対して旧来の条件を維持しようとする慎重な態度を示すとともに、他の仲裁裁判条約には見られないような条件を提示していた。そしてこのようなアメリカ政府の態度が、日米仲裁裁判条約締結交渉においても反映されることになる。

以上の前提を踏まえた上で、日米仲裁裁判条約締結交渉の過程を検討したい。先述の通り、日米仲裁裁判条約は1908年に一度締結され、その後20年同じ条件で延長されていたが、延長を含めた最大限の期限が20年と定められていたため、1928年には失効することとなっていた。このため、日米間の仲裁裁判制度を維持するにあたって新たに条約が必要となり、その締結がアメリカ側から打診された。さらに、交渉の過程において、仲裁裁判の管轄から除外される紛争を調停に付すことが提案され、この調停を扱う条約も同時に審議されることとなった。これが1928年の日米仲裁裁判条約締結交渉が行われた経緯である。

しかし、このような仲裁裁判条約・調停条約の締結交渉は、日米間のみで進められていたわけではない。1928年には日米間のみならず、米英、米仏、米独、米伊のそれぞれの仲裁裁判条約が失効することとなっており、アメリカ政府はそれぞ

れの国に新たな仲裁裁判条約の締結を打診していた。そのため、日米間の交渉も、アメリカと他国との間の交渉で提示された仲裁裁判条約案を参照しつつ行われた。さらに注意すべき点は、これらの交渉が不戦条約の締結と並行して行われたということである。不戦条約においては、第一条で「国策の手段としての戦争」が禁止されるとともに、その第二条で「締約国ハ相互間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之カ処理又ハ解決ヲ求メサルコトヲ約ス」と定めらる<sup>62</sup>、またこのように不戦条約を裏付けるものとして仲裁裁判条約・調停条約を位置づける見解は、1927年12月、アメリカ側から新たな仲裁裁判条約案が最初に打診された際にも言及されていた<sup>63</sup>。このように、1928年に交渉された日米仲裁裁判条約案は、1908年締結の日米仲裁裁判条約と異なり、新たに作られた不戦条約、更には国際連盟や常設国際司法裁判所の創設以来作り上げられた「紛争の平和的解決」という枠組みを裏付ける意義を持っていた。

それでは、このような意義を持った日米仲裁裁判条約案は、裁判管轄権の範囲という点では具体的にどのような構成を採っていたのだろうか。1927年12月、アメリカ側から日本側に最初に提案された条約案の第五条では、以下の様な留保条件が提示されていた。

「本条約ノ規程ハ問題タル事項カ

(イ)両締約国ノ一方ノ国内管轄内ノ範囲内ニ属スルモノ

(ロ)第三国ノ利益ヲ包含スルモノ

(ハ)モンロー主義トシテ通常称セラルル亜米利加問題ニ関スル合衆国ノ伝統的態度ノ保持ニ依拠スルカ又ハ之ヲ包含スルモノ

ナルニ於テハ援用セラレサルヘシ<sup>64</sup>

この条約案においては、旧条約における「独立、名誉及緊切ナル利益」という留保条件の何れもが排除されていた。一方で条約案は、国内管轄やモンロー主義に係る紛争を裁判管轄権の範囲外とし、また、ロカルノ条約における仲裁裁判条約では裁判管轄権の範囲内とされた第三国の利益を含む紛争を裁判管轄権から除外していた。当初のアメリカ



カ案は、それまで抽象的との批判を受けていた留保条件を改め、より具体的な裁判管轄権を示す中で留保条件を示そうとしていたと言える。また、アメリカ側から提示された同案の第 6 条では、アメリカ政府が常設国際司法裁判所規程に加入する際に留保したのと同様に、特定の紛争ごとにアドホックな協定を結ぶことで裁判所の管轄権を認めることと記されており、その協定はアメリカ上院の協賛を条件としていた。

このようなアメリカ側からの提案に対し、日本の外務省は新条約案における条件が旧条約とどのような点で異なるかについて、検討を行い、1928 年 1 月末にはその分析をまとめた。その覚書では、まず国内管轄事項とモンロー主義に係る紛争の除外について、「国内管轄ノ留保ハ移民問題ニ牽連シテ国民ノ誤解ヲ誘起スル所アルト共ニ第四条ニ於テ「国際事件」ニ関スル紛争ノミヲ仲裁裁判ニ付スヘキトヲ明記セルカ故ニ特ニ之ヲ茲ニ掲クルノ必要ナカルヘシトノ理由ヲ以テ米国政府ニ之カ撤回ヲ求ムヘクモンロー主義ニ関スル事項ハ後掲第三国ノ利益ニ関スル事項中ニ包含セラルヘキモノニシテ特ニ掲クル必要ナカルヘシトシテ同様削除ヲ要求シ得ヘシ」との評価が示された<sup>65</sup>。つまり日本政府は、アメリカ側から提案された仲裁裁判条約案が、現行の日米仲裁裁判条約の留保条件と異なり、不必要な留保条項を伴うものであると認識していたと判断される。

さらに覚書では、日本側が仲裁裁判条約において求める条件として先に示されてきた「緊切ナル利益」に係る紛争の除外という点を挙げ、以下のように交渉への方針を明示していた。

「翻テ現行条約中ノ留保条件ヲ検討スルニ「緊切ナル利益」ナル觀念ハ法律上極メテ漠然タルモノナルト共ニ「名誉若クハ独立」ノ「緊切ナル利益」ニ対立スルモノニアラスシテ之ニ包含セラルモノト謂フヘク且又仲裁裁判ニ付セラルヘキ事項ハ第四条ニ依リ「法又ハ衡平ノ原則ノ適用ニヨリ」決定シ得ヘキ權利ノ要求ニ基ケルモノ即チ法律問題ニ限定セラレ居ルヲ以テ之カ国家ノ「緊切ナル利益」ニ関スル場合ト雖モ仲裁裁判ニ付スルコトヲ適当ト認メラル而テ米国今時ノ留保事項ノ同国ノ特殊立場ト米国内上院ノ意向トヲ考慮シテ

挿入シタルモノニシテ帝国政府ニ於テ之ヲ削除セシムル為ニハ相当努力ヲ必要トスヘク之カ為若シ帝国ニ於テ特殊的国家利益ノ犠牲ニシテ条約所定ノ紛争ヲ凡テ無留保条件ニテ仲裁及調停ニ付スヘシトノ自由主義的高処ヨリ米国政府ニ留保撤廃ヲ要求スルニ於テハ外交上ヨリスルモ極メテ割切有利ナル立場ヲ取り得ヘシト信ス」<sup>66</sup>

ここに見られるように、日本政府は、現行条約において法律問題として裁判に付せられる問題の範囲を守るためには、寧ろ一切の留保を伴わない仲裁裁判・調停条約案を提示した上でアメリカ側の再検討を迫るほうが良いと判断していた。交渉のたたき台としての提案ではあるが、日本はそれまで主張してきた「緊切ナル利益」に係る紛争の除外という条件さえも引き下げ、法律上の一切の紛争を裁判管轄権に含むことを検討したことは、従来の日本の態度から比較して大きな飛躍だったといえる。

これらの見解に加えて、外務省条約局でまとめられた覚書では、アメリカ側が提案してきた留保条件案が裁判管轄権を狭めるものであるという批判が示されるようになった。例えば、「現行日米仲裁裁判条約ト米国新提案トノ比較」と題された覚書は、モンロー主義に係る紛争の除外が非常に広範なものを留保することとなることその他、第三国の利害に係る紛争の除外という点についても、ロカルノ条約における仲裁裁判条約において同様の紛争が裁判管轄権の範囲内とされている点を指摘して批判を投げかけるとともに、紛争ごとにアドホックな協定を結ぶという伝統的な留保条件についても、厳しい批判を投げかけていた<sup>67</sup>。また、とりわけ国内問題の除外についての批判は外務省において強く、「国内問題の本質と限界」という覚書にまとめられた<sup>68</sup>。ここでは、国内問題という概念が国際法上確立していないこと、ロカルノ条約における仲裁裁判条約において国内問題も裁判管轄権に含まれるとされていることが挙げられ、旧条約における「緊切ナル利益、独立又ハ名誉」に係る紛争の除外という条件に比べて、国内問題の除外という新しい留保条件は留保の範囲を一層広くするものとなり、新条約は旧条約から「退歩」したものとなるだろうと分析していた<sup>69</sup>。

このような新条約案に対する日本側の見解は、アメリカ側の案との妥協点に到達せず、旧条約が失効する同年8月23日の期限が迫りつつあった。ここで日本政府は、仲裁裁判に関して日米の無条約状態が発生することを避けようとし、「当分ノ間例エハ新条約締結迄又ハ一年間若シクハ締結国ノ一方ガ予告期間ヲ与ヘテ廃棄通告ヲナスニ至ル迄現行条約ノ効力ヲ存続セシムルコト極メテ望マシキコトト認メラル」との見解を澤田節蔵駐米臨時代理大使を通してアメリカ側に伝えることを決定した<sup>70</sup>。しかし、旧条約の延長という選択肢は、アメリカ側によって早々と否定されてしまった。アメリカ国務省のキャッスル (Castle) 次官補が澤田臨時代理大使を通して、「当国ノ関スル限り議會ノ批准ヲ得サル限り右ハ条約トシテモ効力ヲ有セサル義ニシテ一時現行条約失効シ無条約状態トナルモ両国間ニ外交手段ニ依リ妥結出来サル問題生スヘシトモ思考セラレサルノミナラス英国ノ先例 (同時期において米英仲裁裁判条約が失効したこと—引用者注)モアルコトナレハ暫ク失効ノ儘トシ成ルヘク早く新条約ノ締結方希望スル」との見解を伝えたからである<sup>71</sup>。これにより、8月23日に日米仲裁裁判条約は失効に至り、以後日米間では仲裁裁判に関しての無条約状態が続くことになった。

このように、日本政府の国際司法制度に対する態度の変化は、日米仲裁裁判条約締結交渉においてははっきり現れるようになった。旧日米仲裁裁判条約に替わるものとしてアメリカ側から提案された新仲裁裁判条約では、「独立、名誉及緊切ナル利益」に係る紛争の除外という条件が消える代わりに、ロカルノ条約において管轄内とされた国内問題や第三国の利益に関わる紛争が除外されるとともに、モンロー主義に係る紛争の除外という特殊な留保が加えられることとなった。このような条件に対し、日本政府はこれが旧条約に比べて「退歩」したものと見なし、交渉の中で批判を加えていった。確かに新条約は締結に至らなかったが、日米仲裁裁判条約の失効は、国際司法制度の拡大を避けようとする日本政府の姿勢によるものではなく、いかにして仲裁裁判制度を拡大すべきかという見解を巡って日米間に大きな認識のず

れがあったことによって招かれたものだったといえる。寧ろこの日米交渉においては、日本政府が示した仲裁裁判制度の拡大への意欲こそが評価されなければならない。

しかし、このように変容した日本の態度は、1929年に発生した新たな事態、即ちイギリスを始めとする諸国の常設国際司法裁判所規程選択条項受諾という事態によって、さらに変容を迫られることとなる。

#### 第四章 もう一つの転換点：1929年の選択条項受諾問題

1929年9月の第10回連盟総会を通じて、国際司法制度に対する日本の態度を決定する環境は、大きく変化することとなった。イギリス及び英自治領諸国が常設国際司法裁判所規程選択条項を受諾することを発表し、これに続いてフランス、イタリアが選択条項の受諾を宣言したことにより、国際連盟常任理事国の中で選択条項を受諾していない国が日本のみとなるという事態が発生したからである。本章では、このような列国の選択条項受諾の前後において、そこで日本の国際司法制度への態度がどう変化したかを検討したい。

まず、日米仲裁裁判条約締結交渉の時期から第10回連盟総会以前において日本が国際司法制度に示した態度を示す例として、日蘭仲裁裁判及調停条約の締結交渉を検討する。日蘭仲裁裁判及調停条約が最終的に締結されるのは1934年だが、仲裁裁判条約や調停条約をめぐる日蘭交渉は、1925年の時点で既に始まっていた。尤も、交渉は事務レベルのものであり、1929年以前の段階で条約締結の条件が具体的に検討されることはなかったが、オランダ側が複数回に渡り仲裁裁判条約と調停条約の締結の希望を日本側に表明してきたことには、注意が必要である<sup>72</sup>。

1925年6月16日、ハーグ駐在の皆川代理公使がオランダ外務省のアンドレー (英文表記不詳) 法務局長と会談し、アンドレー局長は日蘭仲裁裁判条約と調停条約の締結を打診した<sup>73</sup>。これに対して皆川は、先述の日本=スイス仲裁裁判条約と同様の留保条件による条約案を提示したが、オラ

ンダ側は制限を含む仲裁裁判条約は望まないとの見解を示した。この時期はジュネーブ平和議定書が廃案となっていたが、ロカルノ条約が締結に至る前の段階であり、日本はこの段階では、常設国際司法裁判所創設以前の旧来の留保条件を維持しようとしていたと考えられる。これに対して1年後の1926年6月1日、ハーグの松田道一公使がオランダ外相と会談した際、オランダ側は、日蘭間の仲裁裁判条約の条件として、既に結ばれていた蘭独仲裁裁判条約を挙げ、同様の条約をオランダ案として提示した。これに対して日本の外務省本省では会議が開かれるも、受諾の可否の判断は保留され、同年10月4日、日本側はオランダ側から示された条約案の内容が日本側の案と距離のあるものであるとの見解を示すに至った。

このような推移に対し、不戦条約締結を経た1928年5月、オランダのペーラルツ（英文表記不詳）外相とハーグの広田弘毅公使が会談し、オランダ側は、ロカルノ条約における仲裁裁判条約と同様の条件の条約を日本側に提案した。日本側は本省での協議を経て、日本が日米仲裁裁判条約の締結交渉中であり仲裁裁判条約に対する一般的な見解を検討中だとして回答を保留したが、オランダ側の要求は強まっていた。広田公使はオランダ側の打診を伝える請訓で、「本件ハ数年前ヨリノ問題ニシテ現外務大臣就任後更ニ申出デタル次第二モアリ此ノ際際ルヘク明確ニ我が方ノ意向ヲ伝フル事望マシキニ付具体的方針トハ如何ナル意味合ナリヤマタ凡ソ何時頃迄ニ回答ヲ發セラルヘキヤ折り返シ御電示アリタシ」との意見を明らかにしている<sup>74</sup>。

これを経て1929年に入ると、日蘭交渉の内容は具体的なものとなっていった。同年4月上旬、杉村陽太郎（国際連盟事務次長<sup>75</sup>）は広田公使とオランダのブロックランド（英文表記不詳）外相との会談に立ち会い、日蘭新通商条約の中に不可侵条項と仲裁・調停条項を盛り込もうとの案が挙げられたことについて、以下のような見解を山川端夫（元外務省条約局長、貴族院議員、日本国際連盟協会理事）に伝えていた。

「仲裁裁判ニ付テハ裁判官選任ノ問題最重要ナルヘシ最近常設国際司法裁判所ニ「ハースト」

「フロマジョー」カ入ラントスル噂アリ然ラハ「ガウス」「ピロティ」等モ相乗シテ裁判官タルヘキニ至ルコト現時ノ国際関係上之ヲ推察スルニ難カラススクシテ裁判所ニ各国ノ政治的色彩ヲ加フルコトハ裁判ノ独立ト公平トヲ希望スル識者ノ好マサル所ナル」

「次ハ仲裁裁判適用ノ地域ヲ日蘭各本国ニ限ルヘキコトニシテ殖民地ノ如ク地方的法慣習ヲ異ニシ国際法ノ原則ヲ以テ律シ得サル事情各々アルモノハ英国政府カ平生主張スルカ如ク当分ノ除外スル方可ナリト思考セラル」<sup>76</sup>

これ以前の日米仲裁裁判条約締結交渉において日本政府が仲裁に付される紛争の範囲を拡大しようとする意図を持っていたのに対し、オランダを相手とした杉村は、裁判官の選任が欧米に偏る点を警戒するとともに、イギリスを引き合いに出して植民地の利害に関する紛争を除外しようとするなど、仲裁裁判や調停の管轄拡大に対して慎重な態度を示していた。しかし、山川が杉村の見解を石井菊次郎（枢密顧問官）に転送した際、石井は山川への返信で「杉村氏の見解に矛盾あるか如し了解し難き節あり委細御面談し譲し」と述べ、杉村への疑問を呈していた<sup>77</sup>。杉村の見解は外務省や仲裁裁判問題の当事者間で共有されたものではなかったと言える。

このような一連の交渉を踏まえると、オランダ側からの仲裁裁判条約と調停条約の打診に対して、日本側は日米交渉と比較して慎重な態度を示してきたことがわかる。というのも、日本政府は日米交渉においてロカルノ条約を参照して仲裁裁判条約の留保条件を検討していたが、ロカルノ条約における仲裁裁判条約と調停条約の枠組みをそのまま援用することは避けようとしていたからである。

このように日本がアメリカやオランダとの仲裁裁判条約締結交渉に臨む一方で、国際連盟総会ではジュネーブ平和議定書の廃案以来、義務的な国際裁判と安全保障を結びつけた枠組みの構想が、再び提唱されるようになっていた。それが、1927年9月の第8回連盟総会に端を発し、1928年の第9回連盟総会で条約案として採択された「国際紛争の平和的解決のための一般議定書（以下、一般議定書）」である<sup>78</sup>。



第8回連盟総会以降、一般議定書を起草するために仲裁裁判と安全保障の問題を扱う特別委員会が組織されることとなった。この仲裁安全保障委員会の第1回会議は12月1日・2日に開かれ、翌1928年1月26日から2月2日まで行われた議長と報告者による事前協議を経て、2月20日から3月7日にかけて第2回会議、6月27日から7月4日にかけて第3回会議が行われた。

安全保障委員会が開催されるに当たり、連盟事務次長である杉村は事務局案の取りまとめのために事務局内で協議を行うとともに、1928年1月15日から22日にかけて英仏独伊各列強の当局を訪問して事務局案の打診に回っており<sup>79</sup>、その際の協議内容を青木節一（国際連盟事務局東京支局長）に伝えていた。

ここで杉村は、「日本が仲裁裁判を厭むこと今や公然の秘密となり」と認めており、さらに「常に弁解に苦しむ際、せめて英国丈にても流行を追はざるの態度に出て呉れ居るは大なる力添えなり」と述べ、イギリスが仲裁裁判の管轄拡大や応訴義務に対して慎重な姿勢であることを評価している。この根拠として杉村は、日本と欧米の法律に相違があり、日本政府として信頼が置ける裁判官が選任されることに懸念があるということを挙げていた<sup>80</sup>。連盟で義務的国際裁判が定められる場面において、杉村は裁判官の選任問題と応訴義務の問題をセットにして捉え、慎重な態度を示したといえる。

このような杉村の認識は、日本の外務省においてもある程度共有された。例えば、安全保障委員会の第三回会議が開催される前の5月25日、外務省は佐藤尚武連盟帝国事務局長に訓令を与える中で、二国間の仲裁裁判条約が締結されるのが先であり、多国間で義務的な国際裁判を定めることは時期尚早との判断を示していた<sup>81</sup>。また訓令は、「右理由ニ因リ留保ニ関シテモ従前ノ国際慣例又ハ今日ノ国際事情ニ鑑ミ必要ナリト思考セラルル除外事項ヲ例示的ニ掲ゲ置キ以テ当事国ヲシテ自由ニ取捨セシムル範囲ヲ広カラシムル様為スコト条約典型作成ナル本件委員会ノ使命ヨリ考フルモ適当ノコトト思考セラルル」と述べ、仮に仲裁裁判条約の典型を一般的に定めることになったとし

ても、留保条件の範囲を広く設定することで対応する姿勢を示していた。

3回の安全保障委員会会議を経て仲裁と調停の行程を規定する3つの条約案が起草された上で、これらが9月の連盟総会で一つの条約案としてまとめられ、この調印を各国に勧めるという決議が採択されるに至った<sup>82</sup>。そして日本政府の慎重な態度は、この連盟総会において、安達峰一郎代表の口からも発せられることとなった。安達は連盟総会冒頭の演説で、「仲裁裁判条約を例に取れば、我が国のように二カ国条約の方針を採ろうとする国もあれば、多国間枠組みを好む国もあります」として、日本が多国間での義務的な仲裁への参加に先立って二カ国間の仲裁裁判条約の締結を優先する姿勢を示した<sup>83</sup>。

このように、日米仲裁裁判条約交渉において日本政府が裁判管轄権をより広範なものとするように働きかけた一方で、ロカルノ条約における仲裁裁判条項の管轄範囲が主張された日蘭仲裁裁判条約の締結交渉で日本政府は慎重姿勢を示し、一般議定書の起草過程においては、多国間での枠組み形成よりも二国間での交渉の進展を優先させる姿勢を示した。日米仲裁裁判条約締結交渉における日本政府の大胆な方針転換は、このような慎重な姿勢とバランスをとることで成立していたと言える。

しかし、このように二国間の仲裁裁判と一般的な国際裁判を峻別する態度は、イギリスおよび列強の選択条項受諾という転機により、転換を迫られることになる。

1929年5月のイギリスでの第二次マクドナルド内閣成立の後、9月に開かれた第10回連盟総会は、イギリスおよび英自治領諸国が選択条項を受諾すると宣言したことにより、イギリスのマクドナルド首相をして「選択条項総会」と言わしめるものとなった<sup>84</sup>。総会の最初の段階で宣言の形式は準備中であつたが、選択条項の留保条件を巡ってオーストラリア、ニュージーランド、アイルランド自由国との調整を進めた結果、同月19日にイギリスは選択条項に調印することに至った<sup>85</sup>。

この受諾宣言には、イギリス政府の留保により除外される紛争の条件が三つあった。一つは紛争

当事国の双方が紛争が他の平和的解決手段に付されることに同意した場合、二つ目は連盟加盟国で英連邦（Commonwealth of Nations）に加盟している国との紛争、三つ目は国際法により専ら英国の司法に属する紛争であった。ここでイギリスが示した条件は、国内管轄事項について「国際法により専ら国内の司法に属する」という慎重な条件を付すとともに、アメリカによる仲裁裁判条約におけるモンロー主義に関わる紛争の除外、更には日本政府がこれまで仲裁裁判条約締結の方針の中で示してきた「緊切ナル利益」のような、抽象的な留保条件を除外したものであり、ロカルノ条約により変容した先例を踏襲するものとなっていた。

このようなイギリスの選択条項受諾により、連盟常任理事国であるフランスとイタリアが一挙に選択条項受諾へと動き出すとともに、殆どの国が留保付きであるものの選択条項の受諾に動き、1930年10月の段階で選択条項に批准した国は26カ国、調印した国は41カ国に上った<sup>86</sup>。とりわけ、連盟常任理事国の中で選択条項を受諾していない国が日本のみとなったことは、日本政府に大きな課題を投げかけた。

このような連盟総会での動きに対して、日本政府はどう反応したのか。選択条項の受諾を宣言したマクドナルドの演説を受けた日本の連盟全権は、選択条項受諾が総会での大きな議題になっているとの見方を示すとともに、日本政府が選択条項の受諾を拒むようなことがあれば連盟加盟国や不戦条約加盟国としての立場の問題のみならず目下の海軍軍縮問題にまで悪影響を及ぼすと予想し、「帝國政府ニ於テモ此等ノ事情ハ夙ニ御洞察ノ事トハ存スルモ従来ノ如ク現行規約保存主義ノミ固執スルニ於テハ本邦ニ取り鮮カラサル不利ヲ醸スナキヲ保セス往電第一四条御審議ニ際シテハ特ニ上述ノ次第御勘考ヲ請フ」<sup>87</sup>と強く訴えかけるに至った。更に、これに続いて連盟全権は請訓を行い、選択条項を急いで受諾するか、又は選択条項をこの総会で受諾しないにしても、その説得的な理由を示す必要があるとして、本省からの訓令を促していた<sup>88</sup>。

このように、ジュネーブで総会に臨む連盟全権は、多くの国が雪崩打って選択条項を受諾しよ

うとしていることを指摘するとともに、選択条項を受け入れようとしていない大国が日本のみになっていることを指摘する中で、危機感を顕にしていた。しかし、かねてから選択条項の受諾についての態度が議論されておらず、日米間・日蘭間の仲裁裁判条約締結交渉が目下進行中であったこともあってか、連盟総会閉幕に至るまで連盟全権は選択条項受諾に関する訓令を与えられないままだった<sup>89</sup>。尤も、日本としての態度が全くの保留として表明されていたわけではなく、連盟総会後の会談で杉村連盟事務局次長はドラモンド連盟事務局長に対し、「自分帰朝ノ上ハ当局ニ充分説明シ成ル可ク速ニ調印方努力スヘシ」と伝えていた<sup>90</sup>。しかし結果的に、日本は連盟常任理事国の中で唯一選択条項を受諾しない国となった。

このように日本政府が第10回連盟総会で選択条項の受諾を見送ったことに対し、真っ先に反応を示したのが、中国国民政府だった。中国国民党中央宣伝部は9月27日、「日本ノ国際法廷組織破壊ニ対スル反対宣言」を発表し、日本が選択条項を受諾しなかったことを、以下のように厳しい言葉で非難した。

「近頃日本帝國ハ此ノ挙（イギリスによる選択条項受諾一筆者注）ニ対シテ大ニ反対ヲ為シ並ニ英國ノ此ノ挙ハ冒險ニシテ英國首相愚拙ノ宣伝ハ不当ナリト主張シ種々ノ批評ヲ為シツツアルカ蓋シ日本ハ人口ノ増加日ニ繁ク糧食問題等ノ解決ニ窮シ居リ且ツ浜口内閣ノ緊縮方針ニ因リテ無数ノ失業者発生セルヲ以テ自ラ侵略政策ヲ堅持シテ外部ニ向ヒテ發展スルニ非サレハ生存スル能ワサルニヨリ国際法廷ハ組織成立ヲ見ハ日本政府ハ常ニ被告ノ位地ニ立チ三島帝國ノ尊嚴ヲ失スルコトヲ深く顧慮セル結果此ノ和平破壊の訾ヲ発スルモノナリ」

「今該國ノ国際法廷ニ反対セルコトヲ觀ルニ日本人ノ類リニ蚕食セントスル野心ノ真相ヲ直結スルニ難ラス其ノ口頭上ノ同文同種共存共榮等ノ宣伝ハ縷テ人ヲ欺クノ語ト云フヘク且ツ吾國ハ人ノ齒牙ニ掛ケサル國家ナリト謂フ等其ノ鄙夷罵詈ノ詞ハ実ニ人ヲシテ忍受スル能ワサラシムルモノアリ吾國人ハ奮然トシテ起ツヘシ」<sup>91</sup>

この宣言において国民政府は、日本が選択条項

の受諾に反対したとした上で、イギリスが選択条項を受諾したことが失策であると日本政府が吹聴していること、それが常設国際司法裁判所において日本が不利な立場にあることの他、人口の増加や失業者の増大を発端とする日本の侵略的意図に由来するとのことを挙げ、日本の一連の態度が「和平破壊的訾謗ヲ発スルモノ」であると非難している。確かにこのような指摘は事実に依拠したものではなく、宣言が中央宣伝部から発せられたプロパガンダであり、日本を侵略者として描き出し国民政府に有利な国際世論と国内世論を喚起しようとする意図で発せられたものであることは割り引いて考えなければならない。しかし、後述するが、それまで中国問題とあまり関連しない文脈にあった日本の国際司法制度への態度が、国民政府によって日本の侵略的意図を宣伝するための根拠として利用されるようになったことは、以後の日本において応訴義務への留保条件が作成される過程で中国問題の除外が意識されることの要因になったと考えられる<sup>92</sup>。

また、日本政府が選択条項の受諾を見送ったことに対し、日本の学界や国内世論からも選択条項の受諾を求める声が増えるようになった。例えば、第10回連盟総会以来、時事評論の中で選択条項の受諾を訴える論考が発表されるとともに<sup>93</sup>、国際法学会<sup>94</sup>、日本国際連盟協会<sup>95</sup>、婦人平和協会<sup>96</sup>が日本の選択条項受諾を促す決議を発表した。また、これまでと異なり、新聞論説においても選択条項の受諾に賛同するものが現れた<sup>97</sup>。

このように選択条項の受諾を求める声と受諾の見送りを非難するが交錯する中で、日本政府は選択条項受諾に応じるべく、留保条件をまとめあげる必要に迫られた。ではその過程の中で、日本の国際司法制度への態度はどのように変化したのだろうか。

第10回連盟総会から半年が経った1930年4月、杉村連盟事務局次長は伊藤述史（連盟帝国事務局）と協議した上で選択条項の留保条件を起草し、外務省の松永直吉条約局長に送付した<sup>98</sup>。この案では、留保条件について「留保ノ一一般的性質ヲ有シ伊太利ノ留保ニ相似タルモノニテ「法律的性質ヲ有スル紛争ト雖モ一応先ツ外交上ノ手

段ニ依リ其解決ヲ計リ相当ノ期間（一ケ年間又ハ一ケ年間半）引続キ交渉スルモ解決シ兼ヌルトキ又ハ連盟理事会ノ決定ニ依リ解決シ得サル時始メテ之ヲ裁判ニ付シ得」トナスモノニテ候」と定められていた。これは国内管轄事項のような具体的な問題について留保を加えるものではなく、また、「緊切ナル利益」に関わる紛争の除外という、それまで堅持されてきた大きな条件がここでは影を潜めるようになった。司法裁判以外の平和的解決手段を準備できた場合に応訴義務を除外するという条件は、確かに司法的解決よりも外交的解決を優先するものとしても考えられるが、同様の留保はイギリスによる選択条項受諾の留保条件にも明記されたものだった。この点を踏まえれば、紛争の平和的解決の範囲について、先の日米仲裁裁判条約案と比べてもより包括的なものを想定していたと考えられる。

一方で杉村の案は、「留保ノ二ハ支那ヲ除外スル目的ニテ「帝国ガ選択条項ニ加入スル時ニ現ニ加入国タルモノノミニ対シ応訴義務ヲ受諾ス」トナスモノニテ候」とすることにより、中国を相手とした応訴義務を明確に拒否しようとするものだった。ジュネーブ平和議定書において応訴義務が盛り込まれた際にこのような条件が日本側から提示されたことがなかった点を考えれば、中国における国民政府の完成と選択条項受諾見送りの非難という事態を通して、中国を相手とする紛争の管轄権を明確に除外する方針が掲げられたということになる。ただし、杉村はこのような留保により中国をめぐる問題が完全に常設国際司法裁判所の管轄から確実に除外されるとは考えていなかった。杉村は先の留保条件を提示した上で、「支那ハ将来国権回復ノ目的ヲ達シタル暁之ヲ応諾スルコトアリ得ベク而シテソノ場合支那問題除外ノ留保ヲ以テ之ニ対抗スルノ實際上極メテ困難ナルベキハ之ヲ察スルニ難カラス故ニ實際論トシテハ満洲問題ノ如キモ少クトモ法律的性質ヲ有スル紛争ニ付テハ裁判ニヨリ之ヲ解決セザルヲ得サル破目ニ立至ルベキヲ今ヨリ予メ覚悟セサルヘカラス候」とのコメントを付していた。日本にとって格別の意義を有する中国との紛争が常設国際司法裁判所の枠組みの中で解決されることに対し、杉村は含み



を持たせたということになる。

さらにこの時期、選択条項受諾の留保条件が起草されたのと同時に、大きな変化が現れた。ジュネーブ平和議定書の調印過程において慎重な態度を貫いていた幣原喜重郎外相（浜口内閣で再任）が、選択条項の受諾に対し前向きな見解を表明したということである。幣原は7月21日にイギリスのティリー（Tilly）駐日大使と会談した際に、軍縮条約を巡る議論が沸き起こっている以上今は安全保障に関して更に重大な問題に対処すべき時機ではないとしつつも、「自分は選択条項についてこれまで考えており、個々の枢密顧問官と密かに会談することで静かに足場を固めている」「好意的な者もいるが、反対を唱えるしぶとい保守派も一定数いる」「調印国各国による留保条件により選択条項が危険でなくなり、間違いなく日本も留保条件を付けられるので、個人としては、彼は選択条項に問題を抱いていない」<sup>99</sup>との見方を伝えていた。選択条項の受諾は決して事務レベルの草案にとどまるものでなく、外務省全体で認められる方針に達したということである。

実際、このように前向きな姿勢のもとで枢密院に密かに打診するという幣原の方針は、この会談の直後に枢密院で明らかになった。同年の8月2日、アメリカの常設国際司法裁判所加入に伴う常設国際司法裁判所規程の改訂を扱った枢密院審議委員会の際、幣原は石井菊次郎、富井政章の両枢密顧問官と選択条項について応酬を行い<sup>100</sup>、ここで幣原はティリーとの会談に引き続き、自身の立場として選択条項受諾に賛成の意を示した。先述の通り、ジュネーブ平和議定書の起草と調印過程の時点で石井は連盟理事、幣原は外相であり、議定書の評価をめぐって両者には溝があった。選択条項を巡って評価の相違は若干見て取れるが、当時に比べて両者の間隔は縮まったと判断できる。

このように幣原の態度の変化が現れた後、杉村の留保条件案に加えて、常設国際司法裁判所判事に就任していた安達峰一郎が新たな草案を提示した。安達は同年10月1日に送った書翰の中で「常設国際司法裁判所規程ノ選択条項受諾ニ関スル宣言（試案）」を提示した<sup>101</sup>。杉村案が「帝国ガ選択条項ニ加入スル時ニ現ニ加入国タルモノノ

ミニ対シ」といったように一般的な規則により中国との紛争を除外しようとしていたのに対し、この安達案は、「極東ノ或ル地方ニ存在スル事態又ハ事実ニ関シ起コルヘキ紛争ニシテソノ当時右地方ニ厳存スル特殊条件ニ鑑ミ日本国カ他方ノ一又ハ数当事国ニ対シ裁判所ニ対シ為サレタル請求ノ通告ヨリ遅クトモ十日以内ニ他ノ平和的解決方法ヲ提議スヘキ紛争」というように、具体的な文言で中国との紛争を除外しようとした。いわば安達案は、一般的な国際司法制度において「極東ノ或ル地方」に「厳存スル特殊条件」を位置づけようとしていた。

このように安達が「極東ノ或ル地方」に「厳存スル特殊条件」について言及した背景として、失効後も続けられていた日米仲裁裁判条約締結交渉の過程に着目する必要がある。1929年12月、外務省では日米仲裁裁判条約締結交渉のための新たな方針案が起草された<sup>102</sup>。そこでは、モンロー主義に関する紛争の除外という要求に対して、要求の削除がアメリカ側の内政上の問題から難しいとし、日本側が「政治的考量」を払わなければならないとして柔軟な姿勢を示す一方で、「若シ「モンロー」主義ノ除外ヲ其ノ儘認ムトセハ我国ニ於テモ亦滿蒙問題ノ除外ヲ列記スヘシトノ主張モ生シ得ヘシ此ノ点ハ法律技術上ノ問題ヨリモ政治的考量ノ問題ナリト云フヘシ」とし、日本側による「政治的考量」の交換条件として満蒙問題の除外の列記を要求することで、アメリカ側に対抗しようとしていた。この過程が選択条項受諾の留保条件の検討と同時進行していたことを踏まえれば、日本政府が、日米仲裁裁判条約締結交渉の中でモンロー主義に関する紛争の除外と引き換えに満蒙問題の除外の列記を要求することが可能になるという見込みを踏まえて、同様の留保を選択条項受諾においても転用できると目論んだことが予想できる。

このように、第10回連盟総会に前後して選択条項の受諾が広まってから、日本でも選択条項の受諾のための案が具体的に審議されるとともに、選択条項の受諾への賛意が外相である幣原にも共有されるようになった。その選択条項受諾の留保条件の検討の中で、「緊切ナル利益、独立又ハ名

譽」に係る紛争の除外という条件は影を潜め、より包括的に常設国際司法裁判所の管轄範囲を定める見方が定着したと言える。しかし、選択条項受諾の延期を日本の侵略的意図の表れとして非難する中国国民政府の突き上げは、選択条項受諾における中国問題の除外についての不安を促した。そのような不安は選択条項受諾の留保条件案の中で最終的に「極東ノ或ル地方」に「厳存スル特殊条件」への言及という形になり、国際司法制度への日本の関与の拡大に対する新たなボトルネックとなったと言えるだろう。

国際司法制度による紛争解決をめぐり、日米仲裁裁判条約の締結交渉の裏で、日本は二国間による仲裁裁判条約の起草を進めつつ、一般的な枠組みの中での司法による紛争解決の義務化には慎重な態度を示していた。しかし、第10回連盟総会を経て選択条項の受諾により常設国際司法裁判所における紛争解決の義務化が多くの国の間で進むと、日本でも選択条項の受諾を認めようとする態度が広がるようになった。しかしその動きは中国国民政府との対立の高まりと並行しており、選択条項の受諾への準備は中国との紛争の除外への言及と表裏一体となって進められた。そして、以上のような問題をいかにして普遍的な論理のもとで解決するかが政府の課題となっていたまさにその時に、満州事変により連盟における平和構築と日本の関係が大きく変化し、国際司法制度に対する日本政府の態度もまた再検討を迫られるに至ったのである。

## 結論

常設国際司法裁判所の創設以降、日本は仲裁裁判や常設国際司法裁判所といった国際司法制度による紛争解決について、一貫してその範囲を狭いものに留めようとする姿勢を示していたというのが、従来の通説だった。しかし、同時期に日本が仲裁裁判条約の締結と連盟における国際司法制度の制度化の動きにおいてどのような案を構想してきたかを、双方の関連に注意しながら検討していけば、日本政府がこの時期の連盟における議論や国際環境の変化への適応能力を高め、変化の幅に

富んだ対応を見せていたことが伺える。そしてここから、連盟と常設国際司法裁判所の設立以来国際司法制度による紛争解決の範囲が拡大されようとしていたことに対して、日本は新しい先例の登場や外交環境の変容に即して柔軟な対応を示し、その中で平和的手段によって解決できる紛争の範囲を拡大していこうとする契機を有していたと判断される。

確かに、常設国際司法裁判所規程の起草直後において、日本政府が国際司法制度の管轄範囲拡大に対して当初示した対応は、連盟規約以前の仲裁裁判条約における紛争解決の適用範囲を維持しようとするものであった。しかしスイスとの仲裁裁判条約の交渉を経て、日本の仲裁裁判条約締結の一般方針案の中では、「緊切ナル利益、独立若ハ名誉」に関する紛争の除外という三条件を「緊切ナル利益」に一本化することが盛り込まれるに至り、それは1924年のジュネーブ平和議定書起草の過程において再確認されるに至った。これにより日本は、国際司法制度による紛争解決の範囲を日本が受け入れられる範囲で徐々に拡大していくという形に、対応を変化させていくことになった。

これに続くロカルノ条約における仲裁裁判条約は、一切の法律的紛争を仲裁裁判又は常設国際司法裁判所に付す先例とされた。この新しい先例は、日本政府が新日米仲裁裁判条約の締結交渉において条約案を検討する際に新たな参照基準になった。同条約の締結を提起するにあたって、アメリカは条約案から「緊切ナル利益、独立若ハ名誉」に関する紛争の除外という条件を撤廃した一方で、第三国の利益に関係する紛争の除外を維持するとともに、国内管轄事項の除外、「モンロー主義」に関わる紛争の除外といった新たな条件を盛り込んでいた。これに対して日本側の案はロカルノ条約における仲裁裁判条約の先例を援用してこの条件に批判を加え、一切の法律的紛争を裁判管轄権を含む仲裁裁判条約の締結を目指した。

このように日本政府が先例を援用して仲裁裁判条約の締結交渉に臨む一方で、日本政府はロカルノ条約における一切の法律的紛争を裁判管轄権を含む仲裁裁判条約という先例を日本が結ぶ仲裁裁判条約にそのまま転用することを避ける例もあつ

た。また、日本政府は一般議定書のように連盟において一般的に国際司法制度の義務化を進めようとする動きには慎重な態度を示していた。しかし、第 10 回連盟総会においてイギリスが常設国際司法裁判所選択条項の受諾に応じ、続いて多くの国が一斉に選択条項の受諾に応じたことを受けて、日本政府においても、外相の幣原が選択条項の受諾に賛意を示すようになるなど、普遍的な国際司法制度の義務化を受け入れる動きが見られるようになった。このような中で日本政府において起草された選択条項受諾の留保条件案は、原則として一切の法律的紛争について応訴義務を認めるものである一方、中国国民政府との対立を受け、明確に中国との紛争を除外する条件が加えられたものとなった。満州事変の勃発は、日本の外務省がこのような条件案をさらに詰め、最終的な選択条項の受諾が達成されようとしていたその時だったのである。

満州事変の勃発とそれに続く日本の国際連盟脱退により、日本外交の中での国際司法制度の位置づけは変わってしまった。確かに、日本が連盟を脱退してからも、日本と二国間での仲裁裁判締結交渉は続けられ、1934 年には日蘭仲裁裁判条約が調印に至った。しかし、日本が連盟を脱退し連

盟による制裁と軍縮の枠組みから離れたことにより、本論文の冒頭で上げたような、制裁や軍縮に結びついて平和維持の基礎となるものとしての国際司法制度の意義は、日本に関しては失われることになってしまった。この 30 年代において日本が仲裁裁判条約締結交渉においてどれだけの管轄権を認めようとしたかについてはなお考察の必要があるが、紙幅の問題を鑑みて、別の機会に論じたい。

確かに以上に見た日本の態度は、一切の紛争を国際司法制度において解決することを先んじて世界各国に提唱するものではなく、あくまで「大勢順応」を原則とするものだったといえるかもしれない。しかし、「大勢順応」の「大勢」とは国際連盟や常設国際司法裁判所の創設によって所与のものとして与えられたものではなく、各国が固有の利益を抱える中で歩調を合わせて徐々に形成されていく途上のものだった。日本による「大勢順応」は決して国際司法制度の拡大を避けようとする意図を隠して国際世論からの非難を回避しようとするものではなく、自国としても固有の利益を抱えつつ各国のコンセンサスとして現れた先例を尊重するという、協調の精神に基づいたものだったと言えるだろう。

<sup>1</sup> 「国際連盟規約」外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、1970 年、493-500 頁。実際に、連盟創設当時の日本における国際法の第一人者であった立作太郎は、連盟規約前文について「国際連盟規約の前文は長きこと法性寺入道の名に勝り、並べ立てたることは「デパートメント、ストア」の陳列品も宜しくといふの体裁である」と論じている。立作太郎「国際連盟の目的」『国際法外交雑誌』二十一卷十号、大正十一年十二月十五日。

<sup>2</sup> 狭義の「国際司法」は仲裁裁判や調停を含まず、常設国際司法裁判所や国際司法裁判所における裁判のみを指すことがあるが、本論文では、狭義の国際司法に仲裁裁判・調停を加えた広義の意味で「国際司法」という呼称を用いる。

<sup>3</sup> 当時のイギリスにおける国際司法制度を軸とした平和運動について、以下を参照。ローナ・ロイド「フィリップ・ノエル＝ベーカーと法による平和」デーヴィッド・ロング／ピーター・ウィルソン編著、宮本盛太郎／関静雄監訳『危機の 20 年と思想家たち 戦間期理想主義の再評価』ミネルヴァ書房、2002 年。

<sup>4</sup> F. P. Walters, *A History of the League of Nations* (Oxford University Press, 1952). 篠原初枝『国際連盟』中央公論新社、2010 年。また、国際連盟と日本の関係について扱った研究にも、若干の記述が見られる。海野芳郎『国際連盟と日本』原書房、1972 年、Thomas W. Burkman, *Japan and the League of Nations: Empire and World Order, 1914-1938* (University of Hawaii Press, 2008)。

<sup>5</sup> Lorna Lloyd, *Peace through Law: Britain and the International Court in the 1920s* (Boydell Press for the Royal Historical Society, 1997)。

<sup>6</sup> 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制—第一次世界大戦から日中戦争へ』第一章、吉川弘文館、2003 年。

<sup>7</sup> 横田喜三郎「国際裁判と日本」同『国際法論集 I』有斐閣、1976 年。

<sup>8</sup> 千葉功『旧外交の形成 日本外交一九〇〇～一九一九』第 V 章、勁草書房、2008 年。千葉の研究は 1905 年の



家屋税事件敗訴から1919年のパリ講和会議までを扱っているが、1920年代以降の問題については若干の言及にとどまっている。

<sup>9</sup> 前掲「国際連盟規約」、「常設国際司法裁判所規程及署名議定書」外務省記録「常設国際司法裁判所」(2.4.2.3)。

<sup>10</sup> 前掲、「常設国際司法裁判所規程及署名議定書」。

<sup>11</sup> 常設国際司法裁判所規程の起草過程における日本の態度については、詳細な先行研究がある。関野昭一『国際司法制度形成史論序説：我が国の外交文書から見たハーグ国際司法裁判所の創設と日本の投影』国際書院、2000年。

<sup>12</sup> 安達在白公使ヨリ内田外相宛第十八号、大正九年四月一六日、『日本外交文書』大正九年第三冊上巻、文書番号二二九。内田外相ヨリ安達在白公使宛第十一号、大正九年五月十八日、『日本外交文書』大正九年第三冊上巻、文書番号二三一。

<sup>13</sup> 落合在蘭公使ヨリ内田外務大臣宛第一一二号(安達ヨリ)、大正九年六月二十七日、『日本外交文書』同上文書番号二四二。

<sup>14</sup> 大正十年十月六日起草「高裁案」、外務省記録「日、瑞西間司法的解決条約締結一件(仲裁裁判条約)」(2.8.1.0.30)、外交史料館。

<sup>15</sup> 「日米仲裁裁判条約和文」、『日本外交文書』明治四十一年第二冊、文書一〇三付属書。

<sup>16</sup> 「帝国瑞西間仲裁裁判条約締結問題」、外務省記録(2.8.1.0.30)。

<sup>17</sup> 大正十年十一月二十三日「覚書」(ラーディー駐日スイス公使発田中外務次官代理宛)、外務省記録(2.8.1.0.30)。

<sup>18</sup> 大正十一年五月三十日「覚書」(ラーディー駐日スイス公使発植原外務次官代理宛)、外務省記録(2.8.1.0.30)。

<sup>19</sup> 「国際連盟の内国際仲裁裁判条約に関する重要な瑞西国政府の定義」『国際法外交雑誌』十九巻一号、1920年。

<sup>20</sup> 大正十一年八月十二日「高裁案」、外務省記録(2.8.1.0.30)。

<sup>21</sup> 「日本瑞西間仲裁裁判条約締結ノ件ニ関シ両国間往復ノ要旨並常設国際司法裁判所ニ管轄権ヲ付与スルノ問題」、外務省記録(2.8.1.0.30)。

<sup>22</sup> 大正十二年八月十八日「覚書」(日本外務省発ラーディー駐日スイス公使宛)、外務省記録(2.8.1.0.30)。

<sup>23</sup> 大正十三年一月二十二日「覚書」(ラーディー駐日スイス公使館発日本国外務省宛)、外務省記録(2.8.1.0.30)。

<sup>24</sup> 横田喜三郎は、日本=スイス仲裁裁判条約は、日本が1924年採択のジュネーブ平和議定書制定過程において受けた批判をかかわすために打算的に締結されたとしている(前掲横田「国際裁判と日本」、190-197頁)。しかし、日本=スイス仲裁裁判条約の留保条件をめぐる日本側の協議と二国間交渉は、平和議定書が連盟総会において討議される前の段階で、ほぼ最終段階に達していた。このことを踏まえれば、日本=スイス仲裁裁判条約が平和議定書採択における日本の批判をかかわす意図で打算的に締結されたとはいえないと判断できる。

<sup>25</sup> 「帝国諸外国間ニ締結スヘキ仲裁裁判条約ノ内容ニ就テ」外務省記録『帝国諸外国間仲裁裁判条約締結雑件』(2.8.1.0.14)、外交史料館。千葉功は、締約国の緊切なる利益・独立・名誉に関する紛争の除外という留保を堅持する方針を示すものとして同資料を解釈しているが、この解釈は不正確と思われる。千葉功前掲書「注 第五部おわりに(1)」、561頁。

<sup>26</sup> 最終的な条約案全文について、*British Documents on Foreign Affairs*, Part 2, Series J, Volume 3 (以下、*B DFA* 2-J-3 と表記)、Doc.1 を参照。相互援助条約案の背景について、植田隆子『地域的安全保障の史的研究』山川出版社、1989年、45頁。

<sup>27</sup> Mr. MacDonald to Secretary-General, League of Nations, July 5, 1924, *B DFA* 2-J-3, Doc.4.

<sup>28</sup> この見方は、第5回連盟総会における英国代表マクドナルド首相の演説に表れている。“Verbatim Record of the Fifth Assembly of the League of Nations, Sixth Preliminary Meeting, Thursday, September 4, at 11:00 am”, *B DFA* 2-J-3, Doc.7; *League of Nations Official Journal special supplement* (以後、*LNOJss* と表記) vol.23, pp.41-45.

<sup>29</sup> 「第一委員会へ報告の議定書条文仮案」、『日本外交文書』大正十三年第二冊、文書四二別電。

<sup>30</sup> 連盟総会代表から幣原外相宛第二八号、大正一三年九月七日、『日本外交文書』大正十三年第二冊、文書二四。

<sup>31</sup> 幣原外相から連盟総会代表宛第三五号、大正一三年九月一三日、同上、文書二九。

<sup>32</sup> 幣原外相から連盟総会代表宛第三五号草稿、外務省記録「国際紛争平和的処理条約関係一件」(B.10.3.0.3)、外交史料館。

<sup>33</sup> 幣原外相から連盟総会代表宛第四四号、大正一三年九月一九日、『日本外交文書』大正十三年第二冊、文書三五。

<sup>34</sup> 連盟総会代表から幣原外相宛第五四号、大正一三年九月二〇日、『日本外交文書』大正十三年第二冊、文書三八。

<sup>35</sup> 幣原外相から連盟総会代表宛第四七号、大正一三年九月二二日、同上、文書四一。

- <sup>36</sup> 篠原初枝『国際連盟』（前掲）、pp. 159-162.
- <sup>37</sup> *B DFA* 2-J-3, Doc.40、『日本外交文書』同上、文書六一付記二。
- <sup>38</sup> 「平和議定書ニ就テ」十月七日付、外務省記録（B.10.3.0.3）。
- <sup>39</sup> 「平和議定書調印ニ付テノ考量」、外務省記録（B.10.3.0.3）。日付はないが、内容から、イギリスでの総選挙（10月29日）以前とされる。
- <sup>40</sup> 軍縮準備委員会の第一回は、十月二四日に開催された。
- <sup>41</sup> 「陸軍側意見」、外務省記録（B.10.3.0.3）。
- <sup>42</sup> 「軍備縮小準備委員会第一回議事録」大正十三年十月二四日、外務省記録（B.10.3.0.3）。
- <sup>43</sup> 在パリ松田連盟帝国事務局長から幣原外相宛連第一九三号、大正一三年十月七日、『日本外交文書』大正十三年第二冊、文書六四。
- <sup>44</sup> 在英林大使から幣原外相宛第七二五号、大正一三年十月十八日、同上、文書六六。
- <sup>45</sup> 落合駐伊大使から幣原外相宛第一九八号、大正一三年十月八日、外務省記録（B.10.3.0.3）。落合駐伊大使から幣原外相宛第一九九号、大正一三年十月九日、落合駐伊大使から幣原外相宛第二〇一号、大正一三年十月一八日、外務省記録（B.10.3.0.3）。
- <sup>46</sup> 林駐英大使から幣原外相宛第七〇八号、大正一三年十月十八日、外務省記録（B.10.3.0.3）。
- <sup>47</sup> Foreign Office to the Secretary-General, League of Nations, November 18, 1924, *B DFA* 2-J-3, Doc.53.
- <sup>48</sup> 「平和議定書批准問題ニ関スル英国大使トノ会見録」、大正一三年十一月二日、外務省記録（B.10.3.0.3）。
- <sup>49</sup> 在ジュネーブ石井理事より幣原外務大臣宛第二号、『日本外交文書』大正一四年第一冊、文書七三、在英国林大使ヨリ幣原外務大臣宛第一二六号、同上、文書七四。
- <sup>50</sup> 「平和議定書修正ニ関スル意見」同上、文書七二付記一。外務省記録（B.10.3.0.3）同文書によれば、起草は山川端夫条約局長である。
- <sup>51</sup> 「国際司法裁判所ノ応訴義務受諾ニ関スル留保案」同上、文書七二付記二。
- <sup>52</sup> 前掲「帝国諸外国間ニ締結スヘキ仲裁裁判条約ノ内容ニ就テ」、外務省記録（2.8.10.14）。
- <sup>53</sup> 前掲『日本外交文書』大正十四年第一冊、文書七二付記二。伊香俊哉は同資料を、日本が平和議定書における応訴義務を骨抜きにしようとしていたことを示すものとして解釈している。しかし、日本＝スイス間の仲裁裁判条約において「独立、名誉及緊切ナル利益」に関する紛争の除外という条件が頑なに維持された点に鑑みれば、この史料は寧ろ日本政府の従来への態度の軟化を示すものとして解釈されるべきである。伊香俊哉前掲書、34-35頁。
- <sup>54</sup> 「ロカルノ」諸条約」外務省条約局『外国条約集 第一輯第二巻』、大正十五年四月二十八日編纂。
- <sup>55</sup> 立作太郎「ロカルノ条約と国際連盟」『外交時報』五〇六号、大正一五年一月一日。杉村陽太郎「寿府平和議定書と「ロカルノ」協定」『国際法外交雑誌』二五巻九号、大正一五年十一月一日。立作太郎と外務省の関わりについては、明石欽司の研究に詳しい。明石欽司「立作太郎の国際法理論とその現実的意義—日本における国際法受容の一断面」『法学研究』八五巻二号、2012年。
- <sup>56</sup> 千葉功前掲書、横田喜三郎「常設国際司法裁判所合衆国参加論の歴史的背景」『外交時報』四六五一四六六号、大正一三年四月一日～五月一日、森島守人「米國と常設司法裁判所加入問題」『外交時報』五〇一号一五〇五号、大正十四年十月十五日～十一月十五日。
- <sup>57</sup> President Harding to the Senate, Feb. 24, 1923. *Papers relating to the foreign relations of the United States* (以下、*FRUS*と表記) 1923 vol.1, pp.17-18; The Secretary of State to President Harding, Feb. 17, 1923. *ibid.* pp.10-17.
- <sup>58</sup> Senate Resolution No.5, Jan. 27 (Legislative Day Jan. 16, 1926), *FRUS* 1926 vol.1, pp.1-2.
- <sup>59</sup> The Secretary of State to President Harding, Mar. 1, 1923. *FRUS* 1923 vol.1, pp.19-24.
- <sup>60</sup> Senate Resolution No.5, Jan. 27 日本語訳は以下を参照した。昭和十年一月条約局「アメリカ合衆国ノ常設国際司法裁判所加入問題ニ関スル研究」『日本外交文書』昭和期I第2部第2巻、文書番号485付記。
- <sup>61</sup> The British Ambassador (Howard) to the Secretary of State, Dec. 23, 1926. *FRUS* 1926 vol.1, pp.30-38.
- <sup>62</sup> 「戦争放棄に関する条約」、前掲『日本外交年表並主要文書』下巻文書編、120-121頁。
- <sup>63</sup> 「昭和二年十二月三十一日付日米仲裁裁判条約改訂に関する米國國務長官來翰写」、『日本外交文書』昭和期I第2部第1巻、文書403別紙。
- <sup>64</sup> 同上。
- <sup>65</sup> 「米國の提議せる仲裁裁判及び調停条約案に対する方針案」昭和三年一月三十日、『日本外交文書』昭和期I第2部第1巻、文書403付記。
- <sup>66</sup> 同上。
- <sup>67</sup> 外務省条約局第二課「現行日米仲々判条約ト米國新提案トノ比較」外務省記録「日、米間仲裁裁判条約關係

一件」(B.5.0.0.6)。3月に提示された新たな条約案の内容が検討されていない点から、起草はそれ以前と推測される。

<sup>68</sup> 外務省条約局第二課「国内問題の本質と限界」『外務省記録』(B.5.0.0.6)。起草は1928年6月と推測される。

<sup>69</sup> このような日本政府のアメリカ案に対する評価は、日本の外交論壇における多くの論者にも共有されていた。神川彦松「米仏仲裁々判条約と我國の対策」『外交時報』五六〇号、昭和三年四月一日、同神川彦松「不戦条約の価値批判」『外交時報』五七二号、昭和三年十月一日、清沢湧「日米不戦条約に対する一提案」『外交時報』五五七号、昭和三年二月一五日。

<sup>70</sup> 田中外相ヨリ澤田臨時代理大使宛第一七四号、昭和三年八月二日、『日本外交文書』昭和期I第2部第1巻、文書429。

<sup>71</sup> 澤田臨時代理大使ヨリ田中外相宛第二七七号、昭和三年八月三日、『日本外交文書』昭和期I第2部第1巻、文書430。

<sup>72</sup> 以下の日蘭交渉について、昭和六年六月二日「日蘭仲裁裁判条約締結問題経過概況」外務省記録「日、米間仲裁裁判条約関係一件」(B.5.0.0.6)。

<sup>73</sup> 皆川代理公使ヨリ幣原外相宛第二九号、大正一四年六月十七日、外務省記録「帝国諸外国間仲裁裁判条約締結雑件」(2.8.1.0.14)。

<sup>74</sup> 広田駐蘭公使ヨリ田中外相宛第三四号、外務省記録「日、米間仲裁裁判条約関係一件」(B.5.0.0.6)。

<sup>75</sup> 杉村は当時外務省を離れて連盟事務局に務めていたが、連盟関連の問題を扱うメッセンジャーや、外務省の実質的な法律顧問としての役割も担っていた。

<sup>76</sup> 杉村陽太郎ヨリ山川端夫宛、昭和四年四月十日、東京大学社会科学研究所蔵『山川端夫関係文書』。

<sup>77</sup> 山川端夫ヨリ石井菊次郎宛、昭和四年五月一日、同上。五月三日発の石井から杉村への返信の内容が書き加えられている。

<sup>78</sup> 第8回連盟総会において、オランダ代表のナンセン(Nansen)による提議をきっかけに、仲裁裁判や国際司法裁判、調停といった紛争の平和的解決の方法を定めた議定書の起草が着手されたもの。

<sup>79</sup> 佐藤連盟帝国事務局長ヨリ田中外相宛第三号、昭和三年一月一四日、外務省記録「国際連盟安全保障問題一件」(B.9.4.0.6)。

<sup>80</sup> 青木節一国際連盟事務局東京支局長発内報第六号、昭和三年二月二十一日、外務省記録 (B.9.4.0.6)。

<sup>81</sup> 佐藤連盟帝国事務局長宛田中外相訓令第一六八号、昭和三年五月二十五日、外務省記録 (B.9.4.0.6)。

<sup>82</sup> 条文について、以下を参照。*LNOJss* vol.65 pp.130-138.

<sup>83</sup> *LNOJss* vol.64 pp.51-52.

<sup>84</sup> *LNOJss* vol. 75, pp.34-35.

<sup>85</sup> 選択条項受諾の宣言は、以下を参照。Viscount Cecil to Mr. Henderson, Sep. 25 1929, *B DFA* 2-J-9 Doc. 51: "Final declaration", *B DFA* 2-J-9 Doc. 54. また、イギリス政府がこの受諾を決定する過程については、以下を参照。Lloyd, op. cit. Chapter 6, 7.

<sup>86</sup> 締結状況と各国の留保について、「常設国際司法裁判所規程第三十六条受諾に附したる各国の留保」『国際法外交雑誌』二九卷八号、昭和五年十月一日。

<sup>87</sup> 幣原外相宛連盟総会三全権第一八号、昭和四年九月七日、外務省記録「常設国際司法裁判所関係一件／裁判所規程署名議定書関係／裁判所規程選択条項関係」(B.9.1.0.3.4)。

<sup>88</sup> 幣原外相宛連盟総会三全権第二〇号、昭和四年九月九日、外務省記録 (B.9.1.0.3.4)。

<sup>89</sup> また、この原因の一つとして、同年9月は日本政府が中ソ紛争の調停を試みている最中であり、外務省が対応に追われていたということも考えられる。種稲秀司「第二次幣原外交初期の日中交渉—1929年中ソ紛争の影響を中心として—」『国際政治』152号、2008年。

<sup>90</sup> 佐藤尚武連盟帝国事務局長ヨリ幣原外相宛機密第六一〇号、昭和四年十月八日、外務省記録「国際連盟総会関係一件／第九回総会関係」(B.9.1.0.2.9)。ファイルは第9回総会となっているが、杉村とドラモンドの会談の内容に中ソ紛争の話題が含まれていることから、第9回総会という部分は誤植であると考えられる。

<sup>91</sup> 外務省記録「国際連盟仲裁条約締結普及方関係一件」(B.9.3.0.3)。

<sup>92</sup> これに関連して、佐藤尚武は後の回顧で、佐藤が連盟帝国事務局長に就任後一時帰朝した際、満州問題が連盟の土俵に上がった際に日本が連盟内で確固たる地盤を築いていないことがないように自分が努めていると訴えたところ、本省の人間が「あたかも初めて聞いた話であるかのごとく、目を見張り、そういう考えで貴下方は働いていたのか、という嘆声さえも発した者のあった」ということを回想している。佐藤尚武『回顧八十年』時事通信社、1963年、221-222頁。



<sup>93</sup> 神川彦松「国際司法裁判所任意条項を受諾せよ」『外交時報』五九六号、一九二九年十月一日、横田喜三郎「国際強制裁判の展望」『国際知識』昭和四年十一月号。

<sup>94</sup> 外務省記録 (B.9.1.0.3.4)。

<sup>95</sup> 「常設国際司法裁判所応訴義務受諾ニ関スル決議」、外務省記録 (B.9.1.0.3.4)。

<sup>96</sup> 外務省記録 (B.9.1.0.3.4)。

<sup>97</sup> 「速に応訴義務を受諾す可し」『時事新報』一九三〇年五月二日、「国際裁判と日本」『東京朝日新聞』一九三〇年七月三十一日。

<sup>98</sup> 杉村連盟事務局次長より松永条約局長宛書翰、昭和五年四月六日、外務省記録 (B.9.1.0.3.4)。

<sup>99</sup> Sir John Tilley to Mr. Henderson, July 30, 1930 (received August 25), *B DFA* 2-J-9, Doc.69.

<sup>100</sup> 「常設国際司法裁判所規程改正ニ関スル議定書及亜米利加合衆国ノ常設国際司法裁判所規程ニ関スル署名議定書ヘノ加入ニ関スル議定書御批准ノ枢密院審議委員会議事概況」昭和五年八月二日、『日本外交文書』昭和期 I 第 2 部第 2 卷、文書 498 付記。

<sup>101</sup> 安達峰一郎より筒井宛、昭和五年十月一日、外務省記録外務省記録 (B.9.1.0.3.4)。

<sup>102</sup> 「日米仲裁裁判及調停条約締結交渉方針」昭和四年十二月二十七日、外務省記録 (B.5.0.0.6)。

#### [追記]

本論文執筆後、本論文と同様に戦間期の国際裁判と日本政府の関係を扱った、柳原正治の論文が発表された。柳原正治「近代日本と国際裁判—「裁判嫌い」は神話なのか?—」『国際法外交雑誌』113 卷 3 号、2014 年。この柳原論文では、本論文が第一章と第二章で扱った日本＝スイス間仲裁裁判条約締結交渉やジュネーブ平和議定書の検討過程が扱われており、本論文の筆者も柳原論文の論旨に概ね同意するところである。